

平成 20 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 20 年 6 月 12 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路公園課長 佐藤 実

下水道課長 櫻井 友巳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 大友 辰夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(フ°ロシ`ェクト推進担当) 鈴木 学

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

○議長（阿部五一）

おはようございます。

きょうから本年第 2 回の議会定例会であります。慎重な御審議をよろしくお願いを申し上げます。

これより平成 20 年第 2 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 議席の一部変更について

○議長（阿部五一）

日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。

本人からの申し出がありましたので、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

職員に議席番号及び氏名を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（松戸信博）

それでは朗読いたします。

2 番佐藤恵子議員。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

佐藤議員、どうぞ。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び柳原清議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 6 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 6 日間と決定いたしました。

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○議会事務局長（松戸信博）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、尾口好昭議員さんが、議員在職 15 年以上により一般表彰を、吉田瑞生議員さんが、議員在職 20 年以上により特別表彰を、藤原益栄議員さんが、議員在職 25 年以上により特別表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行います。

それでは、尾口好昭議員さん、演壇へお進み願います。

○議長（阿部五一）

表彰状

多賀城市 尾口 好昭 殿

あなたは、市議会議員として 15 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 84 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 20 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 藤田 博之 代読

〔表彰状授与〕（拍手）

○議会事務局長（松戸信博）

次に、吉田瑞生議員さん、演壇へお進み願います。

○議長（阿部五一）

表彰状

多賀城市 吉田 瑞生 殿

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

以下同文であります。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議会事務局長（松戸信博）

次に、藤原益栄議員さん、演壇へお進み願います。

○議長（阿部五一）

表彰状

多賀城市 藤原 益栄 殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

以下同文であります。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議会事務局長（松戸信博）

なお、阿部五一議長さんにおかれましては、全国市議会議長会の建設運輸委員としての御功績により、感謝状をいただいておりますので御紹介申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

○議長（阿部五一）

どうもおめでとございました。

また、ありがとうございます。

日程第 4 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 4、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告 4 件、専決処分 5 件、人事 2 件、条例 3 件、補正予算 1 件、その他 1 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営担当関係ですが、多賀城市外出応援事業「多賀城おでかけバス」につきましては、多賀城北日本自動車学院が昨年 12 月 20 日から、西部地区において「万葉号」を運行しております。

地区の皆様大変好評で、1 日平均 9 名の方が利用しております。市では、今後とも普及促進を図ってまいります。

次に、秘書担当関係ですが、3 月 28 日に多賀城市名誉市民・(10 文字削除)○○○○○○○○○○氏が急逝されたため、4 月 14 日に本市及び(2 文字削除)○○家の合同葬を文化センターでとり行いました。

当日は、(3 文字削除)○○○をしのんで、多くの市民の皆様を初め市町村長など約 1,200 名の御参列をいただきました。

次に、プロジェクト推進担当関係ですが、多賀城駅北再開発事業につきましては、3 月 28 日に都市計画決定し、同日付で多賀城駅北開発株式会社の設立登記が完了いたしました。

同月 31 日には、取締役会が開催され、これまで任意団体として行ってきた多賀城駅北再開発株式会社設立準備会の資産、債務、契約等の一切を継承いたしました。

本市は、当該株式会社へ資本金の 2 分の 1 以上を出資しておりますので、地方自治法の規定に基づき、経営状況を説明する書類を作成、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、株式会社まち・みらい多賀城の関係ですが、5 月 16 日の第 8 期定時株主総会に解散についての議案が提出され、賛成多数で可決されました。

今後は、会社法の規定に基づき清算が行われますが、最終的な清算は 8 月ごろとなる予定です。

なお、本市の出資金 500 万円は全額確保され、さらに清算において残余財産分配がなされる予定であります。

企業誘致関係につきましては、5 月 19 日に名古屋市で開催されました「宮城県企業立地セミナー in Nagoya」に参加し、宮城県及び本市の PR 活動を行いました。

また、3 月 22 日から毎週土曜日に開催されているセントラル自動車の従業員及びその家族の方に対する説明会に参加し、本市の住環境について積極的に PR 活動を行っております。

東北学院大学との連携協力につきましては、昨年度の事業実績と今年度以降の事業計画についての意見交換会を 5 月 23 日に開催しました。

連携協力事業は、お互いに一つ一つ足場を固めながら進めていくスタンスで、今後も同様の会議を半年ごとに開催していくことといたしました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、新田字上河原地区の仙台市への編入につきましては、5 月 10 日に第 2 回目の住民説明会を開催しました。

これまでの経過及び今後のスケジュールなどを説明し、あわせて編入に関する同意書の提出をお願いいたしました。

また、本市が被上告人となっていた長期研修命令に係る損害賠償請求上告事件及び同上告受理申立事件につきましては、5 月 30 日に最高裁判所から棄却及び不受理の決定があり、上告人の主張は全面的に退けられました。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動の拠点となる多賀城市市民活動サポートセンターが今月 1 日にオープンしました。

同日に開催したオープニングイベントでは、講師として横浜市の NPO 法人「びーのびーの」理事長の奥山千鶴子さんを迎え、「市民活動発!! ちょっと先行くコミュニティーづくり」と題した基調講演を行いました。

その後の、「多賀城の未来をつくる サポセンはみんなの応援団」をテーマとしたパネルディスカッションでは、市民活動によるまちづくりやサポートセンターの活用方法等について意見交換が行われました。

今後、多くの皆様に当センターを御利用いただくことで、市民主体の豊かで活気のある地域づくりが活性化されていくことを期待しています。

私が地域の皆様と直接お話をする「おぼんです懇談会」は、市内 13 ブロックを一巡し、3 月の下馬地区から 2 巡目に入っております。

また、「市長と話そう 気軽にちょっと茶っと」につきましては、3 月に山王地区公民館、4 月に市立図書館、5 月に市役所 1 階ロビーで開催しました。

いずれの懇談においても、より多くの皆様の参加と幅広い御提言をいただけるよう努めてまいります。

市ホームページ関係では、オンライン地図情報サービスを利用し、市内の公共施設情報のページから、各施設の周辺地図が確認できるようになりました。

また、ごみの分別や不審者情報などを携帯電話でも閲覧できるよう、携帯サイトを今月6日に開設しました。

次に、管財課関係ですが、多賀城市土地開発公社の平成19事業年度事業報告書並びに平成20事業年度事業計画及び予算書を、地方自治法の規定に基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、交通安全推進関係諸団体の参加、協力のもと、4月6日から4月15日までの10日間、「春の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施し、飲酒運転根絶と交通事故防止の呼びかけを行いました。

5月2日には、交通死亡事故ゼロ6カ月間を達成し、5月3日付で宮城県警察本部長から祝詞をいただきました。

また、仙台育英学園高校の生徒さんを巻き込んだ死傷事故を契機に制定された「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」により、「飲酒運転根絶の日」とされた5月22日に、事故現場となった国道45号八幡交差点付近において、交通安全推進関係団体や仙台育英学園高校の生徒の皆さんの参加、協力のもと、「多賀城市飲酒運転根絶大会」を開催しました。

当日は、飲酒運転根絶に向けた啓発活動を行ったほか、市内の飲食店約200店舗を訪問し、「飲酒運転をしない、させない」「運転者には酒を出さない」ことの遵守と協力について呼びかけを行いました。

防犯関係につきましては、自転車やバイクの盗難抑止に向けて、4月21日と5月20日に市内JR各駅駐輪場において啓発活動を実施したほか、5月には盗難予防チラシを作成し、市内全中学校の生徒に配布しました。

また、本市西部地区を管轄していた南宮駐在所が南宮交番に昇格し、4月17日に開所式が行われました。

これまでの3人体制から6人体制となり、24時間対応となったことから、西部地区のより一層の治安向上につながるものと期待しております。

防災関係につきましては、多賀城市地域防災計画の津波災害対策編等について、県知事との本協議が3月26日に完了しました。今後、本計画に基づき、各種災害対策を推進してまいります。

また、災害協定関係ですが、大規模災害時の電力設備の早期復旧を図るため、3月27日に東北電力株式会社塩釜営業所と「電力設備災害復旧に関する協定」を締結しました。

今後も大規模災害の発生に備えて協定締結を推進し、災害対策に万全を期してまいります。

消防関係につきましては、ことしの火災発生件数は、5月末現在で2件となっておりますが、幸いにも全焼火災は発生しておらず、市内での住宅全焼火災ゼロは、平成16年11月以降、約3年半継続しております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、転入者の多い3月から4月にかけて、市役所1階ロビーに「ごみの分別と出し方相談コーナー」を設け、適正なごみの処理について啓発に努めました。

環境関係につきましては、環境への理解を深め、授業に活用できる「環境副読本」を市内小学3、4年生の全員に配布いたしました。

また、今月の環境月間に合わせて、環境に対する関心を高め、環境に配慮した取り組みを市民とともに推進するため、市役所1階ロビーで、市民活動団体と連携して、環境パネル展を今月2日から明日13日まで開催しております。

次に、商工観光課関係ですが、雇用対策につきましては、地域職業相談室の昨年度の利用件数は延べ1万7,460名となっており、就職件数が682件、そのうち、多賀城市民の方は472件となっております。今後とも職業紹介事業を通じて雇用促進を図ってまいります。

観光関係につきましては、4月18日に国府多賀城駅観光案内所を開所しました。

案内所では、毎日午前10時から午後3時まで、観光ボランティアガイドの御協力のもと、観光案内やレンタサイクルの貸し出しなどが行われております。

今後、これらの利用状況を踏まえ、より利用しやすい案内態勢が作り上げられるよう支援してまいります。

また、今回で22回目を迎える「多賀城跡あやめまつり」につきましては、今月24日から7月6日までの日程で開催いたします。

ことしは、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が開催されることから、新たな取り組みとして、会場全体のレイアウトを大幅に変更し、商店会を初めとする商工業団体、各市民団体等に参加を呼びかけ、活気あふれる「史都 多賀城」にふさわしい祭りにしてまいります。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、原油高騰対策助成金につきましては、2月4日から3月21日までの受け付け期間中、支給対象2,040世帯のうち、1,934世帯から申請があり、1世帯当たり5,000円を支給しました。

次に、こども福祉課関係ですが、児童施設の耐震化につきましては、鶴ヶ谷保育所と笠神保育所の耐震改修及びガラス飛散防止フィルム貼付工事が、3月末に完了しております。

また、桜木保育所と鶴ヶ谷児童館の耐震工事につきましては、年度内完成を目指しており、当該工事により、市内の児童福祉施設等の耐震化はすべて終了となります。

次に、健康課関係ですが、2月9日に多賀城市文化センターで「医療の現場からみる家庭での性教育とは」と題した思春期講演会を開催し、市内各学校関係者、保護者など103名の参加がありました。

3月8日に、総合体育館で健康スポーツフェスティバルを開催しました。

健康、栄養、運動相談や脳年齢、骨密度測定などの健康チェックや体力チェックに300名の参加がありました。

また、今月6日に、市役所で「歯の衛生週間」の表彰式を開催し、70歳以上で自分の歯が20本以上ある方13名と、虫歯のない親子1組を表彰しました。

食育関係につきましては、3月に食育基本法に基づく「多賀城市食育推進プラン」を策定しました。「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむこと」を目指し、平成22年度を目標年度として、ライフステージに応じた食育を進めております。

今年度から開始となる特定健診につきましては、今月 2 日から 24 日までの 17 日間の予定で実施しており、あわせて各種がん検診等も行っております。

次に、介護福祉課関係ですが、介護保険事業につきましては、4 月 1 日から中央地域包括支援センターの業務を、多賀城市社会福祉協議会に委託しております。

地域密着型サービス事業につきましては、下馬四丁目地区において小規模特別養護老人ホームを開設することを条件として、昨年 6 月に業者を選定しておりましたが、施設建設の見通しが立たないことから、3 月 28 日付で当該選定を取り消しました。

これに伴い、5 月 1 日から 30 日まで、新たな事業者の募集を行ったところ、1 事業者から栄地区への介護老人福祉施設設置を内容とする応募があり、今月末までに選定の可否を決定する予定です。

次に、国保年金課関係ですが、4 月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）につきましては、3 月 18 日に配達記録郵便により 4,704 名の方に保険証を発送しました。そのうち、7 件が未送達となりましたが、各家庭を訪問し、4 月 21 日までにはすべての方に保険証をお届けしております。

国民健康保険税につきましては、長寿医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金等課税額を新設し、課税限度額の総額を 65 万円から 68 万円に引き上げるとともに、制度創設により国民健康保険税が増額となる方を対象とした激変緩和措置等を新たに設けた改正条例を 4 月 30 日に専決処分し、報告案件として今議会に提出しておりますので、よろしく願います。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、地震対策につきましては、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断事業と、耐震改修工事費の一部を助成する木造住宅耐震改修工事費補助金の募集を、今月 2 日から行っております。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、連続立体交差事業関係につきましては、昨年 12 月に仮上り線の切りかえ工事を実施しました。3 月からは高架橋本体工事に着手し、現在は高架橋の基礎杭設置の工事を進めております。

次に、道路公園課関係ですが、補助事業につきましては、まちづくり交付金事業の都市計画道路高崎大代線ほか 1 線は、用地買収 1 件の契約を締結しました。

単独事業につきましては、市道高橋八幡線の舗装工事と、市道新田高崎線の次期工事箇所 の先行作業として、用地測量、詳細設計及び地質調査を発注しております。

次に、下水道部について申し上げます。

公共下水道につきましては、2 万 3,857 世帯、6 万 2,056 人の方々が水洗化できることになり、3 月末現在の人口普及率は 99.2%となっております。

次に、教育部について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、多賀城小学校校舎改築事業につきましては、外構工事が 4 月末に完了し、すべての関連工事が完了しました。

また、同校舎につきましては、歴史と照明技術の融合を図ったすばらしい施設であることが認められ、5月23日に社団法人照明学会の「平成19年照明普及賞（優秀施設賞）」を受賞しました。

山王小学校、多賀城東小学校及び多賀城中学校の校舎地震補強工事につきましては、年度内の完了を予定しております。

この3校が完了することにより、市内小中学校の耐震化率は約80%となります。

なお、第二中学校につきましては、7月末に耐震設計業務の完了を予定しており、天真小学校につきましては、今月5日の説明会で申し上げましたとおり、今議会に耐震設計補正予算を計上しております。

さきに報告いたしました児童福祉施設等の耐震化とあわせ、かけがえのない社会の宝である子供たちの安全を守ることを最優先課題として、取り組んでまいります。

次に、生涯学習課関係ですが、2月1日に、文化センターの設計に携わった曾根敏夫東北大学名誉教授等を講師に迎え、「文化センターの音響性能を学ぶ会」を開催し、市民会館大ホールが国内でも有数の音響性能を持っていることについて再認識いたしました。

このすぐれた音響性能を多くの方に知ってもらうため、5月4日の東豊中学校吹奏楽部定期演奏会に先立ち、観客の皆様に残響音の違いなどを体験いただき、また、5月25日に開催された宮城県合唱祭においては、音響性能をアピールするチラシを配布しました。

東北学院大学との共催事業では、大学公開講座を5月21日に開講し、50名の受講がありました。この講座は、5月21日から7月9日までの毎週水曜日に、全8回のスケジュールで実施されます。

次に、文化財課関係ですが、昭和38年から実施している特別史跡多賀城跡附寺跡の公有化が、昨年度末で50%を超えました。

埋蔵文化財調査センター展示室で、3月1日から5月18日まで民俗資料展「しごとのどうぐ」を開催し、1,294名の入館者がありました。

なお、今月28日からは、多賀城碑の重要文化財指定10年の節目を記念しての、特別展及び記念講演会を開催する予定です。

また、多賀城史遊館では、今月7日から9月28日まで速報展「発掘された遺跡-平成19年度の調査成果-」を開催しております。

最後に、上水道部について申し上げます。

仙南・仙塩広域水道の漏水事故について報告いたします。

この事故は、4月30日、午後4時29分ごろ、岩沼市南長谷地内において、昭和60年度に布設した送水管から漏水が発生したものです。

この漏水に当たり、本市は日本水道協会宮城県支部から応援要請を受け、5月8日から10日までの3日間、山元町において、管工事業協同組合と合同で応援給水に当たりました。

以上、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 5 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（阿部五一）

日程第 5、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 19 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、中央二丁目地内市有地法面改修工事ほか 4 件に係る経費 2 億 1,494 万 4,550 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案書の 2 ページ、3 ページをお開き願いたいと思います。

平成 19 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により説明を申し上げます。

2 款 1 項総務管理費でございますが、事業名は中央二丁目地内市有地法面改修工事でございます。

金額、翌年度繰越額とも 1,500 万円でございます。財源内訳はすべて一般財源でございます。

これは、当該市有地の法面からの土砂の崩落を防止するため、平成 19 年度 9 月補正予算に計上しまして、年度内の完成を目指しておりましたが、隣接する地権者から工事の工法について要望がなされ、その検討に時間を要したため繰り越したものでございます。

事業の完了は、7 月末を予定しております。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（兼）下水道部長（佐藤正雄）

次に、8 款 4 項で都市計画費でございますが、これは事業名が多賀城駅北地区市街地再開発事業でございます。

金額、翌年度繰越額とも 4,640 万円でございます。財源内訳については記載のとおりでございます。

これは連続立体交差事業及び土地区画整理事業との事業調整により遅延したものであります。

この事業は、3月28日付で設立しました多賀城駅北開発株式会社に対する補助金で、事業の完了は12月末を予定しております。

次に、事業名が高崎大代線ほか1線道路改築事業でございます。

金額、翌年度繰越額とも1,760万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、東北学院大学工学部の守衛所及び門柱等の移転する場所の選定に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、事業完了は12月を予定しております。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

次に、10款2項小学校費、事業名多賀城東小学校及び山王小学校校舎地震補強事業。

金額、翌年度繰越額ともに1億2,417万3,000円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、国の平成19年度補正予算に対応して事業を行ったことから繰り越したもので、多賀城東小学校の事業完了予定は11月末を予定しております。山王小学校につきましては9月末を予定しております。

次に、3項、第二中学校校舎地震補強工事設計業務でございますが、予算額1,410万2,000円に対して契約額の確定により1,177万1,550円が翌年度繰越額でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、地震補強設計業務にあわせて、校舎の老朽化に対応する大規模改修設計に時間を要したことから繰り越したもので、業務の完了予定は7月末を予定してございます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計（保険事業勘定））

○議長（阿部五一）

日程第 6、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

(局長 報告書朗読)

○議長 (阿部五一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算の保険事業勘定のうち、地域介護・福祉空間整備補助金に係る経費 4,000 万円を繰越明許費として繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部次長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 (内海啓二)

それでは、資料 1 の 5 ページ、6 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 19 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

1 款 1 項総務管理費でございます。事業名、地域介護・福祉空間整備補助金でございますが、金額 4,000 万円全額を翌年度へ繰り越したものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、さきに 2 月の議会、あとは、先ほど市長の行政報告にもありましたとおり、市が選定しました事業者と事業予定地の所有者との間で、土地貸借に係る合意が得られず、施設建設の見通しが立たなくなったことから、本市として当該選定を取り消し、再募集を行うこととなり、工期の延長が必要となったため繰り越しをするものでございます。

なお、事業の完了は平成 21 年 3 月末を予定してございます。

○議長 (阿部五一)

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 7 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（阿部五一）

日程第 7、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計予算のうち、公共下水道建設事業に係る経費 1 億 8,400 万円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては下水道部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、次の 8 ページ、9 ページをお開き願います。

平成 19 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明を申し上げます。

2 款 1 項建設事業費、公共下水道建設事業(補助)であります。金額、繰越額とも 1 億 8,400 万円でありまして、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、大代雨水幹線整備に係る工事 3 件分でございます。陸上自衛隊多賀城駐屯地内での整備となる大代 1-3 工区及び大代 1-4 工区及び大代 1-5 工区におきまして、多賀城自衛隊駐屯地内の土地の借り上げや、工事工程調整及び県道横断部分に係る地下埋設物等の調査により、時間を要したことにより繰り越したものでございます。

なお、これらの工事完成時期であります。大代の 1-3 工区につきましては、平成 20 年 9 月末、大代 1-4 工区につきましては 12 月末、大代 1-5 工区につきましては平成 21 年 2 月末を完了予定としているところでございます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 8 報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

○議長（阿部五一）

日程第 8、報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは平成 19 年度多賀城市一般会計予算のうち、多賀城小学校校舎改築等工事（外構工事）に係る経費 5,004 万 8,250 円を、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

それでは、資料の 11 ページ、12 ページをお開きください。

平成 19 年度多賀城市事故繰越し繰越計算書により御説明申し上げます。

10 款 2 項小学校費、事業名、多賀城小学校校舎改築等工事（外構工事）でございます。

翌年度繰越額が 5,004 万 8,250 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

本工事は、説明欄記載のとおり、多賀城小学校用地北側隣接地において施工されていた民間の開発行為による擁壁工事の進捗にあわせて、多賀城小学校校舎改築等工事に係る正門、植栽等の工事を予定していたところ、当該擁壁工事がおくれたことにより、年度内に完了することができなかつたため繰り越したものでございます。

なお、工事は 4 月末で完了し、5 月 13 日に完了検査を終了しております。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 9 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（阿部五一）

日程第 9、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法の改正に伴い、法人市民税の非課税措置、株式に係る譲渡損失の課税の特例措置及び新築住宅に対する固定資産税の減額措置等を講ずる必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、議案第 33 号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、議案の説明の前に、専決処分の経緯について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）が、平成 20 年 4 月 30 日に公布され、同日施行されております。

これを受けまして、条例の一部改正を行うものでございますが、今回の改正に伴いまして、平成 20 年 4 月 1 日から施行する項目につきましては、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決させていただいたものでございます。

なお、平成 21 年 4 月 1 日などから施行するものにつきましては、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を別に提案させていただいております。

それでは、改正概要につきまして御説明申し上げます。

2 の、議案関係資料に基づき御説明申し上げます。

議案第 33 号関係資料 1 ページをお開き願います。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正要旨でございます。

初めに、市民税関係でございます。

まず、地方税法等の税制改正概要を御説明し、次に、対応する条例について説明させていただきます。

I、公益法人制度改革関係でございますが、現在の社団法人・財団法人制度を廃止し、新たに、届け出だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人とが新たな仕組みとしてできることとなるものでございます。

また、現在の公益法人は、5 年間の移行期間があり、この間は特定民法法人（特例社団法人あるいは特例財団法人）として現在の公益法人と同様な扱いとされるものです。

なお、改正後の公益社団法人・公益財団法人と現公益法人との大きな違いとしては、主務官庁での認定制度が廃止されまして、内閣府に置かれた公益認定等委員会または都道府県に置かれる公益認定等委員会が、統一的な判断を行うこととされた点であります。

(1)の、市町村民税の納税義務者等ですが、地方税法第 294 条第 1 項第 4 号におきまして、法人でない社団または財団で収益事業を伴わないものについて、法人の均等割額を課税する旨の規定が削除されたことに伴い、市税条例におきまして同様の改正を行ったため、第 11 条において、当該団体について非課税扱いとするものであります。

今回の公益法人制度改革に伴い、地方税法第 312 条第 1 項及び第 3 項におきまして、法人の均等割の税率について、各区分の最低税率を適用する改正が行われたことに伴い、市税条例第 18 条において、法人の均等割の税率について、同様に最低税率を適用する措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、II の、エンジェル税制に係る特例廃止でございます。

これは、所得税において、投資時点における優遇措置として、一定の限度内で寄附金控除を適用することができることとする特例が創設されたことに伴い、売却時点での譲渡益を 2 分の 1 に圧縮する特例が廃止することとされたことから、個人住民税についても譲渡益を 2 分の 1 にする特例は廃止することとなりました。

2 ページをお願いしたいと思います。

これまでは、個人住民税において、株式の売却時点についてのみ優遇措置を講じており、売却が発生した場合には、譲渡益を 2 分の 1 に圧縮する特例がありました。それから、譲渡損失が発生した場合には、その損失を株式譲渡から翌年以降 3 年間の繰り越し控除を認める特例が設けられておりました。

地方税法附則第 35 条の 3 第 8 項及び 18 項の規定によりますと、株式に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする特例規定が削除されたことに伴い、市税条例におきまして、市税条例附則第 26 条第 7 項において、当該規定を削除する措置を講ずるために改正したもので、譲渡損失の繰越控除の特例は認められてございます。

次に、固定資産税・都市計画税関係でございます。

初めに今回の税制改正概要を説明し、次に対応する条例について説明いたします。

1 は、概要でございまして、非課税等特例措置の創設や見直しが行われております。

(1)から(3)につきましては、適用期限をそれぞれ2年間延長するものでございまして、平成20年3月31日までを22年3月31日までと改めるものでございます。

地方税法附則第15条の6、新築された住宅に対する固定資産税の減額が改正されたことから、新築住宅及び新築中高層耐火建築物の軽減を引用している市税条例附則第8条の2第1項を改正するものです。

地方税法附則第15条の8第4項が改正されたことから、高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅の軽減を引用している市税条例附則第8条の2第3項を改め、地方税法附則第15条の8第5項が改正されたことから、防災施設建築物に該当する家屋を引用している市税条例附則第8条の2第4項を、それぞれ改正しております。

(4)につきましては、地方税法附則第15条の9、これは耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額でございまして、第9項に住宅の熱損失防止改修住宅の減額措置が講じられたことから、市税条例附則第8条の2第7項を改正するものでございます。

次の、3ページになります。

(5)につきましては、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置でございまして、地方税法附則第15条の7の改正で新たに創設されたものでございます。

減額措置については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から、平成22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅と、それから、もう1点は、登記住宅に対して新たに課税されることとなった年度から、5年度分の固定資産税に限り、2分の1に相当する額を減額するもので、新築住宅軽減措置にかえて適用され、通常の軽減措置より2年度分延長されることに改正されたものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案資料1の22ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条は、施行期日を規定しておりまして、「公布の日から施行する」旨、規定しております。

第2条、個人の市民税に関する経過措置についてでございます。

第1項につきましては、別段の定めがあるものを除き、個人の市民税に関する部分については、平成20年度以後の年度分の市民税に適用し、平成19年度分までの市民税については、なお従前の例によるとしております。

第2項におきましては、この条例の施行の前日に、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例、旧市税条例附則第26条第7項の規定ですが、及び特例を受ける場合の申告は、その効力を有するとしております。

この場合において、市税条例附則第26条第7項中、平成21年3月31日とあるのは、地方税法等の一部を改正する法律の公布の前日としております。

第3項は、平成22年3月31日までの間における新市税条例附則第26条第4項、これは特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でございまして、この規定については、上場株式等の譲渡所得に係る課税の特例、旧

市税条例附則第25条の3の規定になりますが、それと株式等の譲渡所得に係る課税の特例、これは旧市税条例附則第25条第1項、の規定を適用するものとするとしております。

また、上場株式等に係る譲渡所得等の金額とあるのは、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の金額とする規定であります。

次に、第3条、法人の市民税に関する経過措置について規定しているものでございます。

第1項は、別段の定めがあるものを除き、法人の市民税に関する部分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び連結事業年度分の法人市民税に適用し、同日前に開始した事業年度分については従前の例によるとしております。

第2項は、法人でない社団または財団に対して課する平成19年度分までの均等割については、従前の例による規定としております。

第3項、公共法人及び公益法人等に規定する均等割の税率、新市税条例第18条第2項の表の第1号アの規定になりますが、平成20年度以後の年度分の均等割に適用して、旧市税条例第18条第2項の表第1号の法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されているものに対する19年度分までの均等割について、従前の例による規定としております。

第4項は、施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日の前日までの間における法人市民税の均等割の規定から、一般社団法人及び一般財団法人を除くとする規定でございます。

25ページをお願いいたします。

次に、第4条、固定資産税に関する経過措置でございます。新市税条例規定中、固定資産税に関する部分については、平成20年度以後の固定資産税に適用し、19年度分までの固定資産税については従前の例によるとしております。

第5条、都市計画税に関する経過措置でございます。平成20年度以後の都市計画税に適用し、19年度分までの都市計画税については従前の例による規定としております。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

ちょっとお伺いしたいのですが、どなたかわかる方に答えていただければいいのですが、一般社団法人とか財団法人とか、いろいろこれを検討しながら、辞書で調べたのですが、結局、よくわからなかったのです。その辺をちょっと、わかっている方に教えていただければということ、多賀城において、その影響というのはあるのかなのか。あったとすれば、どんな団体がその影響を受けるのか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、一般財団法人というのは、現行一般財団法人とかとありますけれども、これは民法第34条にうたわれている会社の中で、通常、こういう法人というのはどういうものかと、あるいは、こういう法人はこういうものかという回答でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、まず、一般社団法人または一般財団法人でございますが、これにつきましては、法律がございまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、これは平成16年に施行されているものでございまして、一般社団法人の定義につきましては、一般社団法人または一般財団法人、通常、これは所得税法の別表第1と第2にいろいろいっぱい載っているのです。例えば、国民金融公庫法で言われている連合会とか、公益法人ですね、それから、その法人税法の別表の第1表あるいは第2表にすべてのそういう会社が網羅されておりますので、ごらんいただければいいと思っております。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

済みません。辞書で調べても、何か同じような言葉が出てきて、よくわからなかったものですからお聞きしたのですが、また改めて詳しくはそちらまでお伺いして、お話をお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

私は、2ページの、特定中小会社というものの概念を、かいつまんで説明していただきたいと思えます。

それから、特定中小会社については、課税は強化をされるのだというふうに理解していいのかという問題なのですが。以上、2点。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

特定中小会社につきましては、税務課長の方より御説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

特定中小会社でございますが、俗に言うエンジェル会社ということで通常あらわしていませんけれども、この特定中小会社の条件としまして、あくまでも株式会社ということでとらえております。設立1年目の会社につきましては、中小企業新事業活動促進法の特定新規中小企業者ということでなっております。

それで、1年未満の会社につきましては、その従業員の方が研究員が2名以上、かつ全従業員の10%以上で、1年以上3年未満の場合、広告宣伝費やマーケティング費用を含む試験研究費が、売り上げの3%を超える会社ということでとらえております。（「もう1点」の声あり）

失礼しました。課税につきましては、ほかの一般の法人、それから一般社団法人、一般財団法人と変わらず、これは課税されます。あくまでもエンジェル税制という制度につきましては、その売り上げの額を2分の1の額で所得計算しますよという、エンジェル税制はそういうふうになっています。その2分の1制度が、今回の税制改正で一応削除された、廃止されたということでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

譲渡損失について、翌年以降3年間の繰越控除を認める特例というのは、今後も続くということなのですか。

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は 15 分であります。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 16 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

日程第 10 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（阿部五一）

日程第 10、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額等の税率及び国民健康保険税の減免等の規定に整備を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部次長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

それでは御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、去る 1 月 31 日及び 6 月 5 日に開催しました議員説明会でも御説明しましたとおり、平成 20 年度から実施されました医療制度改革等に係る改正でございます。

それでは、資料 2 の 21 ページをお願いいたします。

議案第 34 号関係資料の、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により御説明させていただきます。

第 2 条につきましては、国民健康保険税の課税額の内訳を規定してございます。これまで、医療給付費に充てる基礎課税額と介護保険への納付金に充てる介護納付金課税額の、二つの合計額を国民健康保険税の課税額としておりましたが、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるため、新たに後期高齢者支援金等課税額を新設し、三つの合計額を国民健康保険税の課税額としたものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、第 2 項において、基礎課税額 56 万円を 47 万円に改正し、第 3 項において、後期高齢者支援金等課税額を 12 万円として新設したものでございます。

次の、22 ページをお願いします。

第 4 項につきましては、第 3 項の追加による項ずれを修正したものでございます。

なお、介護納付金課税額の限度につきましては 9 万円に据え置き、賦課限度額の総額は 65 万円から 3 万円増額し、68 万円としたものでございます。

第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 5 条の 2 につきましては、基礎課税額の税率の改正と条項の見直しをしたものでございます。

23 ページに移ります。

第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 につきましては、後期高齢者支援金等課税額の税率を規定するために条を追加したものでございます。

なお、税率につきましては、6 月 5 日の説明会の際にも御説明しましたとおり、平成 19 年度の基礎課税額の税率を基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の二つに分けただけで、合計した税率では据え置きとなっております。

第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 につきましては、介護納付金課税額の税率を規定しておりますが、これは条ずれと条の追加による条番号を改めたものでございます。

次の 24 ページをごらん願います。

第 10 条と第 11 条につきましては、条ずれによる条番号を改めたものでございます。

第 12 条につきましては、条ずれと国民健康保険法の改正による国民健康保険法からの引用条文の号番号を改正したものでございます。

25 ページをごらんいただきたいと思います。

第 13 条と第 14 条につきましては、条ずれによる条番号の改正でございます。

第 15 条につきましては、低所得者に対する被保険者均等割と世帯別平等割の軽減の内容を規定してございます。

第 1 項第 1 号では、7 割の軽減、次の 26 ページをごらんいただきたいと思います。同項の第 2 号では、5 割の軽減、27 ページの、同項第 3 号では、2 割軽減を規定してございます。

それぞれ、後期高齢者支援金等課税額の新設による国民健康保険税の軽減額を改正したものでございます。

なお、国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者に異動し、その被扶養者の国民健康保険税が増額する場合、これを特定世帯と言いますけれども、5年間に限り、国民健康保険税を軽減する規定を新たに整備してございます。

また、旧第3項につきましては、2割軽減を受けようとする納税義務者は、この条項の規定により申請書を提出しなければなりませんでした。申請書の提出が不要とされたことから、第3項を削除したものでございます。

28ページをお願いします。

第15条の2につきましては、国民健康保険税の減免を規定しております。後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険、これは社会保険の被扶養者が、新たに国民健康保険に加入した場合、これを旧被扶養者と言いますけれども、新たに国民健康保険税を負担することになりますので、国民健康保険に加入してから2年間、国民健康保険税を減免するという規定を追加したものでございます。

29ページをごらんいただきたいと思います。

第2項につきましては、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならないと改正したものでございます。

次に、附則第2項につきましては、65歳以上の公的年金等に係る所得について、軽減の特例措置を規定しており、その特例措置を特定世帯の所得者にも適用するとするものでございます。

また、引用条項の削除及び引用している条文に条ずれが生じたことから、条番号等の改正をしたものでございます。

旧附則第3項から、31ページの、附則第6項までにつきましては、平成18年度及び平成19年度の公的年金等所得の軽減と所得割の算定の特例が規定されていたものでございます。平成18年度から実施された個人住民税の公的年金等控除の見直しに伴って規定されていた激変緩和措置の特例期間が経過したことから、旧附則第3項から第6項までを削除したものでございます。

新しい附則の第3項から、35ページの、新附則第12条までにつきましては、長期譲渡所得から条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定してございます。それぞれの特例措置を特定世帯の所属者にも適用することとしたものでございます。

また、地方税法等からの引用条文に条ずれが生じておりますことから、改正を行ったものでございます。

それでは、資料1の36ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。

第1項は、施行期日を、条例公布の日からとしたものでございます。

第2項の、適用区分につきましては、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというふうにしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

資料 1 の 36 ページなのですけれども、「この条例は、公布の日から施行する」というふうなことで、専決処分書 28 ページでは、平成 20 年 4 月 30 日、後期高齢者医療制度に関しましては、4 月 1 日から始動しております。この間の 1 カ月についての法的な扱いは、どのような扱いになるのか伺いたと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

さかのぼって適用したということについてということでございますね。（「そうですね」の声あり）

このことにつきましては、いろいろ新聞等でも御承知のとおり、国会の審議がごたごたあったということで、実は限度額を定める政令が出たのが 4 月 30 日でございます。条例の施行日につきましても、同日付で公布をしておりますので、政令の制定を待って、この辺のその作業をしたと。

制度自体は 4 月 1 日からさかのぼってスタートしておるわけでございますけれども、この医療制度自体を 4 月 1 日にさかのぼって施行するというふうな形で、このような形で、適用区分のところ整理をしておるといってございます。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

適用区分については了承いたしました。

ただ、その税制上の扱いがあるのではないかとというふうなことがございます。それで、法的にはどのような形でこれを処分していくのか、取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

国保税の税額の決定につきましては、現時点では暫定賦課ということになってございます。

したがって、8 月の精算賦課の段階で、全体的に整理をするというふうな形になります。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

まず、資料 1 の 29 ページの、特定世帯というものはどういう世帯かということなのですが、これは 1 人が後期高齢者保険になって、残された 1 人が国民健康保険に入るという認識でいいのかどうかということと、あと、5 年を限度として、同一世帯の場合に特定世帯ということと、あと、では 5 年経過した後は、特定世帯でなくなるのかということと、特定世帯が 2 分の 1 軽減措置があるのですが、その軽減措置も 5 年でなくなってしまうのか。

あと、5 年たって収入がふえていけばいいのですが、収入がふえないで、まだ特定世帯だった場合は、減額措置を継続するべきだと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうかとお聞きます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

特定世帯につきましては、先日の 6 月 5 日の説明の際に、このような形で説明させていただいておるかと思いますが、国保被保険者が後期高齢者医療費保険者に異動し、その被扶養者の国保税が増額する場合、これらを特定世帯とするのだというふうな説明をさせていただいております。

ですから、新旧対照表のところの表現では、第 5 条の 2 のところで、特定世帯についての規定を設けてございます。ですから、このような解釈の中で、特定世帯になった方につきましては、そういった取り扱いをするということでございます。5 年間ということですね。ここの中でも、「以後 5 年を経過するまでの間に限り」というふうな表現をさせていただいております。

ですから、御質問のとおり、5 年経過後につきましては、現在の書きぶりですと、5 年経過をした後については、この部分については外れるというふうな解釈になります。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

もう 1 点質問なのですが、同じく、夫が後期高齢者に移行して、妻が国保に残った場合、妻の収入がない、あるいは低収入の場合ですと、普通は 7 割、5 割、2 割という減免があると思うのですが、夫の収入が基準を超えていると、その世帯全体合算で判定されて、この妻の国保税が軽減されない場合があると思うのですが、これは夫の収入が基準を超えている場合は、妻の軽減措置がなくなるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今の柳原議員と同じ質問だったので、ちょっと変えて、別なことを聞きたいと思うのですが、資料 2 の 28 から 29 ページに書かれております、第 15 条の 2 の第 2 項、随分さっぱりとした文言になってきているわけです。以前のものと、氏名及び住所等々を含めて、かなり詳細な書類の添付云々と書いてあるのですが、先ずもって、これ「申請主義」というふうにあえてうたっておるのですが、第 15 条の 2 の第 1 項あたりを讀んでみると、この人たちは、該当しているということは市民はわからない部分があると思うのです。この際ですので、ちょっと具体的に、多賀城市としては、「あなたはこういうふうな減免の対象になっています」というような、お知らせとか何かは当然やってらっしゃるのかどうか、確認の意味で質問させていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

ここでの大きな部分につきましては、「納期限前 7 日までに、次に掲げる書類」云々というふうな形になっていましたので、ここの部分を外したということです。

ですから、さかのぼって減免というふうな形もあります。

住民に対してその辺のサゼスチョンをしていたかということになりますけれども、これにつきましては、従来もそのような形でやっておりました。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 34 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、課税限度額が、介護納付金課税額の 9 万円は据え置かれていましたが、基礎課税額は 56 万円から 47 万円に、新設される後期高齢者支援金等課税額は 12 万円となり、総額は 65 万円から 68 万円に 3 万円の増加となっております。

結果、限度額が 3 万円増となり、物価が上昇し、世帯収入が減少していることから考えて、これは容認できないと思っております。これが 1 点目です。

また、制度創設に伴い、国民健康保険税の軽減措置についてであります。2 人世帯で、1 人が後期高齢者、残された方が国保に入る、いわゆる特定世帯の場合、国保に残った方の世帯別平等割を 2 分の 1 に軽減する措置が講じられますが、これは市民負担をふやさないという観点から当然の措置であると思っております。

しかし、5年という期限つきの措置であり、その後の軽減措置がなくなることも考えられません。

また、夫が後期高齢者保険になり、残された妻が収入がなかったり低所得であっても、夫の所得が基準を超えている場合、世帯全体の合算で判定されるので、この妻は軽減措置がとられない場合があります。

以上の二つの問題点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を挙手により採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（阿部五一）

日程第11、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成20年4月11日に、市道高橋八幡線において発生した車両損傷事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、資料 2 の 36 ページをお開き願いたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の、事故発生の日時でございますが、これは平成 20 年 4 月 11 日の午後 2 時ごろのことでございます。

2 の、事故の状況でございますが、まず、相手方が仙台育英学園の間、あそこを通る市道高橋八幡線を、高橋方面から八幡方面へ自動車で行進中に、舗装版破損のくぼみに落ち、自動車の下部を損傷したものでございます。

このくぼみは、長さが約 1 メートル、幅 80 センチ、深さが約 10 センチから 12 センチにわたり舗装版が劣化していたもので、午前中の雨の影響によりまして、水たまりとなっていたことから発生したものと思われまます。

3 の、事故の原因でございますが、これは市道管理上の瑕疵と相手方が安全運転を怠ったことに起因して発生したものと認められるものでございます。

4 の、損害賠償の額でございますが、車両修理代といたしまして 18 万 1,887 円でございます。

実際に車両の修理の総額は 36 万 3,773 円でございますが、双方に過失があるということで、市と相手方との負担割合を 50 対 50 にしたものでございます。

なお、修理費用は、社団法人全国市有物件災害共済会から、歳入として同額を受け入れることになっております。

5 の、和解についてでございますが、本件事故に関しましては、損害賠償金のほかに何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成 20 年 4 月 25 日に示談が成立してございます。

最後に、本件事故を教訓といたしまして、なお一層道路管理には万全を期する所存でございます。

また、本件事故発生路線の市道高橋八幡線につきましては、6 月 10 日に舗装工事の契約を結んでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

市道管理に瑕疵があったというふうに書いてあるわけなのですが、道路パトロールというのは定期的に行ってらっしゃるのですか。いわば、その間隔の問題をまず 1 点聞きたいのです。週 1 回なのかとか、月 1 回なのかとかという具体性のあるものでお答えいただきたいのと、2 点目は、やはりそういう瑕疵といいますか、道路に何か不都合が生じた場

合、早急に手当てをするというふうになっていると思うのですが、その辺は間断なくすぐに、発見と同時に手当てをしているものか、この2点を聞きたいと思うのです。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

パトロールにつきましては、常時巡回をしているという状況でございまして、実は、当該地の舗装版の劣化というのは承知してございました。新年度当初で上げると、補修をするという予定でございましたけれども、あそこの部分は高橋の土地区画整理事業で工事をなさったところとございまして、実際にあの舗装版の下に、普通、今ですとアスファルトの安定処理というような工法をとるのですけれども、当時は粒調碎石という形でとってございますのと、それから、もう一つは、当初予定したよりも交通量が多かったと。特に大型車の交通量が多いということで、劣化が進んだものでございます。カメの甲状にこう割れていまして、その部分に大型車など入りますと、舗装が浮いてしまうという状態になりまして、さらにそれにたまたま雨が降ったものですから、バウンドしたときにその部分がくぼんだということで、実際に現地の水たまりになっていたという部分での瑕疵を、認めざるを得なかったというところでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

常時というお答え、確かに、関係される職員の方が、何かしらの公務で走行した際も、当然、道路の状況というものを意識しながら、お仕事に行かれている、あるいはお帰りになったりしているのでしょうかけれども、やはりこういう事故が起きると、いつも私思うのですけれども、いわば専任の維持担当の方が、その中の職員が、定期的に、やはりかなりの距離数になるのですけれども、市道の総メーターというのは。しかしながら、それをやはり定期的に、検査というか、パトロールというものを今後実施される予定があるのかどうか。

やはりこういうことになったときに、先ほどの答弁では、「承知はしておったが」云々ということになってしまうと、実際問題としては、やはりその管理する方が行って、現場をきちんと精査するというか、見て、危険度というものを認識して処置に当たらないと、こういう事故というのはますますこれからふえてくるのではないかと危惧されるので、その点はどうなのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

おっしゃるとおりでございまして、パトロールを強化するのはもちろんですが、実際にその傷みぐあいによって、通行どめ等々の判断をしなければならないのですけれども、本件につきましては、実は、言いわけになるかどうか分かりませんが、一つの雨ということで、舗装版の中に、普通は下にアスファルトの安定処理をしているものですから、水がしみ込まないのですけれども、粒調碎石なものですから、どうしてもしみ込んでいったという部分では、不可抗力ではなかったのかという気がしますが、その後、すぐ、

その部分については補修をかけまして、水が一たんしみ込まないような状態にして、現在はあの補修は終わってございます。

実際に粒調砕石なものですから、その部分の全体的な工事という部分については、今月の10日に工事を発注したという状況でございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

要は、パトロールをするのかしないのか、その辺、お考えはどうなのですか。それを示してください。

それと、ついでするので申し上げますと、結構市道に亀裂のようなものが、クラックのようなものが、何というのですか、亀裂が結構出ているのです、そこかしこに。ですから、私はパトロールはどうなのだとずうっと聞いているのです。その点はどうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

建設部長。問いにちゃんと答えるようにしてください。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

もちろんパトロールは強化してまいります。

それから、おっしゃるとおり、あちこちクラックが入っていますので、ひどいところから順次補修をかけていきたいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

こういう事故があるといろいろ出てくるのです。それで、私、今、一番懸念しているのは、こういう事故は亀裂があるところがわかりますからいいのですが、歩道を、子供、赤ん坊を乗せて押して歩いている車等が、危ないなといつも見ているのですが、ケヤキの根が歩道に出てきまして、それが浮いてきていると。そういうところは至るところに見受けられるのです。これをうまくやっておかないと、これより大きな事故になりはしないかというような気がしているのです。

ですから、そういう意味では、パトロールで点検をしながら、やはりこれは賠償との兼ね合いがあるので、予算がある、ないではなく、緊急処置として、やはり先行的にやっていく仕組みをつくっておかなければいけないのではないのかと。

それは建設部だけではなく、財政を扱う方々も、そういう面を含めて市道の安全確保という意味で、私は、対策を講じる仕組みをつくっておかなければいけないのではないのかというふうに感じるのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

全くそのとおりだと思いますので、そのように対策を講じていきたいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひそのようにしていただきたい。財政当局も、そういうものについては、安心・安全なまちづくりという観点から、財政がないから云々ではなく、やはりこういう事故が発生しないように進めていくということをお腹に銘じながら、進めていっていただきたいと思えますけれども、副市長、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

予算づけの話でございますけれども、道路関係については、年間の中で一定の修繕枠というのを持たせるような予算組みをしております。

その中で対応する、それで足りない場合は、年度途中での補正ということもございまして、そういったことで、いわゆる臨機に対応できるようなそういった体制を、今現在とっているところでございます。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

関連で、道路のわきに植栽している樹木ですが、その枝葉によって信号機が、ある部分においては、例えば風が吹いたり、吹かないときも角度によっては見えないと、見えにくいという場所もあるわけです。

ですから、そういった面においても、やはり信号機から数メートル手前を十分に把握して、そういったことによる事故が起きないようにお願いしたいと思うのですがいかがでございましょう。（「回答必要ですか」の声あり）必要です。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのように処置したいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

日程第 12 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは歳入予算については、一般公共事業費に対する財源対策債調整分の配分による市債の増額及び基金繰入金の減額補正を、歳出予算については、歳入財源の変更に伴う財源組み替えを行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今回、専決処分により補正をさせていただきましたのは、例年、年度末に配分されます財源対策債の調整分、いわゆる調整債が平成 19 年度におきましても配分されましたこと、並びにその調整債の配分に伴いまして、臨時地方道整備事業債（一般分）が減額となったことによりまして、市債と一般財源との組み替えをさせていただいたものであります。

歳出につきましては、すべて財源の組み替えとなりますので、初めに歳入から御説明をさせていただきます。

47 ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、市債の充当によりまして不用となった一般財源分 8,310 万円を、減額させていただいたものであります。

次に、3 目史跡のまち基金繰入金につきましては、多賀城駅周辺土地区画整理事業のいわゆる補助裏に充当していたものであります。調整債との組み替えを行いまして、520 万円を減額させていただいたものであります。

史跡のまち基金の残高につきましては、当該補正を含めまして、本年 3 月末現在で 9 億 8,584 万円となっております。

次に、21 款 1 項 2 目土木債で 8,830 万円の増額補正をさせていただいたものであります。

1 節都市計画債では、説明欄記載の、1、街路事業債、2、公園事業債、3、土地区画整理事業債のそれぞれに、総額で 9,330 万円の調整債が追加配分されました。

一方、この調整債の充当により、押し出される形で臨時地方道整備事業債（一般分）が、総額で 500 万円減額となりました。

これにより、1、街路事業債の(1)県事業（鉄道高架）負担金では、調整債で 6,680 万円の増ですが、充当を予定していた臨時地方道整備事業債（一般分）が 390 万円減額となり、差し引きで 6,290 万円の増額となったもので、1 節都市計画債は総額で 8,940 万円を増額補正するものであります。

次に、3 節道路橋りょう債では、110 万円の減額補正をさせていただいたものであります。これにつきましても、新田高崎線道路改築事業の財源として見込んでいた臨時地方道整備事業債（一般分）の発行可能額が、調整債の配分に伴いまして減額となったことによるものです。

ここで、43 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正であります。補正前の起債総額 13 億 8,500 万円に対しまして、8,830 万円増額いたしまして、補正後の起債総額を 14 億 7,330 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出につきまして御説明をさせていただきます。

49 ページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目土木総務費、次のページをお願いします。8 款 2 項 3 目道路新設改良費、次のページをお願いします。8 款 4 項 2 目街路事業費、3 目公園費、4 目市街地開発事業費でございますが、これらの費目につきましては、ただいま歳入で御説明を申し上げました基金繰入金と起債の補正に伴います財源組み替えでございますので、詳細は省略をさせていただきますと思います。

また、当該補正に伴うプライマリーバランスの状況であります。元利ベースでは 7 億 4,499 万 7,000 円の黒字、また、本市独自の管理目標としております元金ベースでは 3 億 1,949 万 3,000 円の黒字化が図られております。

以上で歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 13 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号））

○議長（阿部五一）

日程第 13、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは歳入歳出にそれぞれ 866 万 3,000 円を追加し、総額 172 億 7,866 万 3,000 円とするもので、歳入予算については、基金繰入金の増額補正を、歳出予算については合同祭壇設置等業務委託費等の追加補正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、64 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 15 目総務管理費の諸費で 866 万 3,000 円の増額補正をさせていただいたものであります。

これは、ただいま市長から申し上げましたとおり、平成 20 年 4 月 14 日にとり行われました多賀城市名誉市民・(10 文字削除)○○○○○○○○○氏の(2 文字削除)○○家との合同葬に係る経費でございます。

歳出の主なものは、死亡広告に係る広告料 43 万 9,000 円、合同葬に係る祭壇設置等業務委託料 725 万円、会場等使用料 31 万 2,000 円などでございます。

続きまして、62 ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、866 万 3,000 円の増額補正をさせていただいたものでありまして、歳出で御説明を申し上げました合同葬に係る経費の財源として繰り入れたものでございます。

以上で歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 14 議案第 38 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(阿部五一)

日程第 14、議案第 38 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 38 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは高橋弘委員から、平成 20 年 6 月 30 日をもって退職したい旨の願いがあり、これを承認したので、その後任として菅野昌治氏を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 37 ページ以降に、現在の委員名簿並びに菅野昌治氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 15 議案第 39 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 15、議案第 39 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 39 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは佐藤敏男委員が平成 20 年 6 月 30 日をもって、小野妙子委員が同年 9 月 30 日をもってそれぞれ任期満了となることから、小野妙子委員を再度推薦するとともに、佐藤敏男委員の

後任として、並びに人権相談や啓発活動などの充実を図るための人権擁護委員の増員を行うため、菊地春雄氏及び濱田勇子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、資料2の39ページ以降に、現在の委員名簿並びに小野妙子委員、菊地春雄氏、濱田勇子氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案については、本市議会としては意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

日程第16 議案第40号 多賀城市監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第16、議案第40号 多賀城市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 40 号 多賀城市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、平成 19 年度決算から、「地方公共団体の長は、健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告すること」とされたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料 2 の 43 ページをお開きください。

ただいま市長の提案説明にもございましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」と言わせていただきます）の施行によりまして、「地方公共団体の長は、毎年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいわゆる健全化判断比率及びその算定基礎を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない」ということが、財政健全化法第 3 条第 1 項に定められたことによりまして、多賀城市監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表で、第 5 条の条文に、「及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項」を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 41 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する
条例について

○議長(阿部五一)

日程第 17、議案第 41 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 41 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例について
であります。これは地方税法の改正に伴い、寄附金税額控除制度及び個人住民税の公的
年金からの特別徴収制度等を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げ
ます。

○議長(阿部五一)

市民経済部長。

○市民経済部長(坂内敏夫)

それでは、議案関係資料 2 の 44 ページをお開き願ひます。

議案第 41 号関係資料に基づきまして御説明申し上げます。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正要旨でございま
す。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成 20 年 4 月 30 日に公布され、同日施行されたこ
とに伴いまして、同法の内容に合わせ、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一
部を改正するものでございます。

まず、市民税関係でございます。

初めに、今回の税制改正概要を御説明し、次に、対応する条例について御説明いたします。

I の、納税環境整備でございます。

これは、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の導入に伴うものの改正でございます。公的年金からの住民税の特別徴収の対象については、従来から所得税について源泉徴収がされるとともに、平成 12 年以降は介護保険制度創設に伴いまして、介護保険料について特別徴収が行われてきたところでございます。

この 4 月からは、国民健康保険税及び後期高齢者医療制度に係る保険料についても特別徴収が行われることになりました。

この制度の施行は、平成 21 年度からとし、特別徴収については平成 21 年 10 月に支給される年金から実施することになってございます。

(1)公的年金等の所得に個人の市民税の特別徴収の創設でございますが（地方税法第 321 条の 7 の 2）、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の規定を受けまして、市税条例第 35 条の 2、公的年金等の所得に係る個人市民税の特別徴収の対象者、対象額及び新たに特別徴収の対象となった年金所得者の特別徴収の方法などについての規定を創設するものでございます。

(2)年金保険者の特別徴収義務の創設でございます（地方税法第 321 条の 7 の 4）、年金保険者の特別徴収義務の規定を受けまして、市税条例第 35 条の 3 において、特別徴収義務者を老齢等年金給付の支払いをする者とする規定を創設するものでございます。

(3)特別徴収税額の納入の義務の創設でございます（地方税法第 321 条の 7 の 6）、年金所得に係る特別徴収税額の納入の規定を受けまして、市税条例第 35 条の 4 において、年金所得に係る特別徴収税額の納入について、年金保険者は、老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の 10 日までに市に納入する義務を負う、という規定を創設するものでございます。

(4)仮特別徴収税額等の創設でございます（地方税法第 321 条の 7 の 8）、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定を受けまして、市税条例第 35 条の 5 において、年金所得に係る特別徴収の方法について、4 月、6 月及び 8 月においては、前年の 10 月、12 月及び翌年 2 月に既に徴収した額、これは仮徴収額と言いますが、これを 10 月、12 月及び翌年 2 月においては、年税額から仮徴収した額を控除した額の 3 分の 1 ずつを老齢等年金給付の支払いごとに、特別徴収により徴収する特別徴収税額の徴収方法についての規定を創設するものでございます。

45 ページをお願いします。

(5)普通徴収税額への繰り入れの創設でございます（地方税法第 321 条の 7 の 9）、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れの規定を受けまして、市税条例第 35 条の 6 において、年金所得に係る特別徴収税額等が特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、普通徴収の方法によって徴収する規定を創設するものでございます。

(6)市税条例第 9 条において、年金所得に係る特別徴収税額の納期限後に納入する場合における当該納入金に係る延滞金の規定を追加しております。

なお、(7)については、公的年金の特別徴収制度の創設に伴う引用条文の条ずれが生ずるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、寄附金税制についてでございますが、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例等により地方公共団体によって独自に構築されるべきこと。

それから、現行 10 万円の適用課税額については、大幅に引き下げることが適当であるとの政府税制調査会の答申もありまして、これを受け、今回の改正となったものでございます。

(1)寄附金税額控除の創設に伴いまして（地方税法第 314 条の 2）、所得控除の改正を受けまして、市税条例第 21 条の 2 において、所得控除の項目から寄附金控除額を削除するものでございます。

(2)寄附金税額控除の創設でございまして（地方税法第 314 条の 7）、寄附金税額控除の改正を受けまして、市税条例第 21 条の 6 におきまして、地方公共団体及び地方公共団体以外に対する寄附金税制の見直しに伴いまして、控除方式、控除率、控除対象限度額及び適用下限額などに係る規定を創設してございます。

(3)市民税の申告等（地方税法第 317 条の 2）の改正でございます。寄附金税額控除の創設に伴いまして、寄附金控除額を削除し、新たに寄附金税額控除を創設する改正でございます。

それを受けまして、市税条例第 23 条の 2 を改正するものです。

なお、(4)については、寄附金税額控除の創設に伴う引用条文の条ずれなどが生じたために、規定の整備を行うものでございます。

次に、金融・証券税制についてでございますが、46 ページをお願いいたします。

上場株式等の譲渡益でございますが、軽減税率、市民税 1.8%、県民税 1.2%の適用を、平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止することとしまして、平成 21 年 1 月 1 日から、本則税率、これは市民税 3%、県民税 2%の 5%となりますけれども、を適用することとするものでございます。

ただし、特例措置といたしまして、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得のうち、500 万円以下の部分につきましては、市民税 1.8%及び県民税 1.2%の軽減税率を適用することとしております。

軽減税率につきましては、平成 22 年度分及び 23 年度分の個人住民税に適用されます。

また、特別徴収税率につきましては、平成 21 年度分及び平成 22 年度分の個人住民税に適用されます。

なお、譲渡益が 500 万円以上の場合は、本則税率、市民税 3%、県民税 2%が適用されません。

上場株式などの配当割につきましても、上場株式等の譲渡益と同様に軽減税率を廃止することとしまして、平成 21 年 1 月 1 日から、本則税率、市民税 3%、県民税 2%を適用することとしております。

ただし、特例措置としまして、上場株式の譲渡益と同様に、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払いを受けるべき配当割の税率につきましては、軽減税率を

適用することとしております。軽減税率の適用期間は、上場株式等の譲渡益と同様でございます。

なお、配当の支払いが 100 万円以上の場合は、本則税率、市民税 3%、県民税 2%が適用されます。

損益通算でございますが、これは後ほど説明いたしますが、申告による方法は平成 22 年度の個人住民税から適用することとしまして、特定口座を活用する方法につきましては、平成 22 年 1 月からの適用となっております。

次に、2 の、(1)配当割の税率の特例、これは旧地方税法附則第 5 条の 3 になりますけれども、及び上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例、これは新地方税法附則第 33 条の 2 の改正を受けまして、市税条例附則第 18 条、これは上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例でございますが、これを改正するものでございます。

これは、上場株式等に係る申告、分離選択課税の創設でございます。これまで配当割として特別徴収された上場株式等に係る配当所得については、申告により総合課税を選択し、配当控除の適用を受けることが可能でありましたが、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、納税義務者の選択によりまして、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができることとなりました。

このため、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との間の損益通算を行うことが可能となっております。

なお、この場合、同一年中の上場株式等に係る配当の一部についてのみ、申告分離課税を選択することはできなくなりまして、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択しなければならないこととなっております。

(2)源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例（地方税法附則第 35 条の 2）の改正を受けまして、市税条例附則第 25 条の 5 を改正するものでございます。

これは、源泉徴収口座に受け入れた上場株式などに対する源泉徴収税額を計算する場合、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、配当等の額から譲渡損失の金額を控除した金額に対し特別徴収税率を乗じて、徴収すべき住民税の額を計算するようになってございます。

また、上場株式等の譲渡損失の金額につきましては、他の株式に係る譲渡所得等の金額または上場株式等の配当などについて、申告不要の特例は適用しないことになってございます。

(3)上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（地方税法附則第 35 条の 2 の 6）の改正を受けまして、市税条例附則第 25 条の 6 を改正するものでございます。これは、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設でございます。

47 ページをお願いいたします。

(4)については、寄附金税額控除の創設に伴います引用条文の条ずれが生じるために、規定の整備を行うものでございます。

IV、公益法人制度改革関係についてでございますが、先ほど、議案第 33 号で説明したところでございますが、(1)制度改革に伴う規定の追加・整理で、改正に伴いまして、市税条例第 38 条第 1 項第 4 号を改めるものでございます。

(2)公益法人等に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地方税法附則第 3 条の 2 の 4）の改正でございますが、これは、個人が公益法人などに対し財産を寄附した場合に、その寄附が公共の増進に著しく寄与するなど、一定の要件に該当するものとして、国税庁長官の承認を受けたときは、その寄附、財産に係る譲渡所得は非課税とされておりますが、寄附した後に寄附財産が公益目的事業の用に供されなくなったことなど、一定の事由によりまして、承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人などに対しまして、寄附したときの譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課すということを規定してございます。

これを受けまして、市税条例附則第 2 条の 2 を改正するものでございます。

続きまして、固定資産税・都市計画税関係でございますが、さきに御説明申し上げました公益法人制度改革関係についてでございます。先ほど議案第 33 号で説明したところでございますが、(1)制度改革に伴う規定の追加・整理でございますが、市税条例第 42 条の字句の整理でございます。

(2)これは旧民法第 34 条の法人から移行した法人などに係る地方税の特例で、地方税法附則第 41 条の関係でございますが、現行の民法第 34 条法人が設置するものに対し、非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人または公益財団法人が設置する施設は、ア、としまして、非課税とすること。

イ、としまして、特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして非課税とすること。

ウ、につきましては、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、施行の日の前日に非課税とされていたものについて、平成 25 年度分まで非課税とすること、の要件を受けまして、市税条例附則第 27 条、これは旧民法第 34 条の法人から移行した法人などに係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告、を改正するものでございます。

次に、資料 1 の 95 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は、施行期日を規定しておりまして、平成 21 年 4 月 1 日から施行すると規定しております。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。

(1)については、市税条例附則第 26 条の 4、これは条約適用利子及び条約適用配当に係る個人の市民税の課税の特例、第 3 項は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する特定外国配当のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 15 号に掲げる特定配当など、これは所得税法の第 24 条第 1 項に規定する配当で、租税特別措置法第 9 条の 3 第 1 項各号でございまして、上場株式の配当に係る源泉徴収税率等の特例などというものでございまして、この配当などについて、地方税法附則第 5 条の 3、これは配当割の税率の特例、が廃止されたことに伴いまして、平成 21 年 3 月末までに支払いを受けるべき軽減税率が廃止される改正でございます。

市税条例附則第 2 条第 19 項では、新市税条例附則第 26 条の 4、これは条約適用利子と条約適用配当などに係る個人の市民税の課税の特例第 3 項と、旧市税条例第 26 条の 4 第 3 項とが、平成 21 年 1 月 1 日の以後か以前でもって、適用される規定の異なることを規定したものであります。

市税条例附則第 2 条第 20 項では、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの期間内に新市税条例附則第 26 条の 4、これは条約適用利子及び配当の特例でございます。第 3 項の規定について、軽減整備を行うものでございます。

これらの施行期日は、平成 21 年 1 月 1 日でございます。

(2)について、新市税条例附則第 6 条、これは肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございます。第 1 項、第 2 項では、免税対象飼育牛の売却頭数についての制限が設けられることになりまして、年間 2,000 頭を超える場合、その超える部分の所得については、免税対象から除外されることに改正するものでございます。

新市税条例附則第 18 条、これは上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例で、上場株式などに係る特例の廃止、これは平成 20 年 12 月末をもって 10%軽減税率を廃止しまして、21 年 1 月 1 日をもって 20%とすることについての改正を行うものでございます。

それから、旧市税条例附則第 25 条の 5、これは上場株式に係る譲渡損失の繰越控除を新市税条例第 25 条の 6、上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、上場株式などに係る譲渡損失と上場株式など配当所得との間の損益通算の特例について、規定の整備を行ったものでございます。

旧市税条例附則第 25 条の 4 の次に、新市税条例第 25 条の 5、源泉徴収選択口座内配当に係る市民税の計算の特例を加える改正について、源泉徴収口座に受け入れた上場株式に対する源泉徴収税額を計算する場合、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときには、配当などの額から譲渡損失の金額を控除した金額に対し、源泉徴収税率、特別徴収税率を乗じて徴収すべき所得税、住民税の額を計算できるようになるものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 5 項、これは個人市民税に係る経過措置でございますが、新市税条例附則第 6 条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございますが、第 1 項及び第 2 項の規定については平成 22 年度以後から、旧市税条例附則第 6 条第 1 項については平成 21 年度分までは従前のとおり適用するというものでございます。

新市税条例附則第 2 条、個人の市民税に係る経過措置、第 5 項については、肉用牛の売却による事業所得に適用するものでございます。

新市税条例附則第 2 条、これは個人の市民税に関する経過措置で、第 6 項については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに支払いを受ける新市税条例附則第 18 条第 1 項の規定の読みかえ規定でございます。

新市税条例附則第 2 条、これも個人の市民税の経過措置、第 7 項につきましては、新市税条例第 18 条第 3 項の規定の適用について、第 1 号中の読みかえを行うものでございます。

新市税条例附則第 2 条、これも個人の市民税に対する経過措置でございますが、第 8 項については、新市税条例第 25 条の 6 第 1 項及び第 4 項の規定の適用がある場合の、新市税条例附則第 2 条、これも個人の市民税に関する経過措置でございますが、第 6 項の規定の適用について読みかえを行うものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 9 項については、新市税条例附則第 25 条の 5 の規定を平成 22 年 1 月 1 日後に交付を受ける同条第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当について適用するものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 10 項については、新市税条例第 20 条第 4 項の規定により、平成 22 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当などに係る所得についての、申告書を提出する場合の記載方法などについて規定したものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 11 項については、新市税条例附則第 25 条の 6、平成 22 年度以後の年度の市民税に適用しまして、旧市税条例附則第 25 条の 5 第 1 項は、平成 21 年度分までの市民税に適用するものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 12 項につきましては、新市税条例第 25 条の 6 第 1 項の規定により申告する上場株式に係る譲渡損失の金額のうち、特例期間内に源泉徴収選択口座内配当についての記載方法について規定したものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 13 項については、平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間における新市税条例附則第 25 条の 6 第 5 項の規定の適用について、読みかえ規定を行うもので、平成 22 年 1 月 1 日施行でございます。

(3)新市税条例附則第 25 条、株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、第 1 項については、特例廃止に伴いまして、引用条文を削除するものでございます。

新条例附則第 25 条の 3 については、特例廃止に伴い、規定の削除を行うものです。

新市税条例附則第 2 条第 14 項については、旧市税条例第 25 条の 3 に規定する上場株式などに係る譲渡所得等の金額に対して課する平成 21 年度分までの市民税については、なお従前の例により課するものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 15 項については、上場株式に係る譲渡所得などの金額に対して課する所得割の額の読みかえ規定でございます。

新市税条例附則第 2 条第 16 項につきましては、新市税条例附則第 25 条第 2 項の規定の適用について読みかえを行う規定でございます。

新市税条例附則第 2 条第 17 項につきましても読みかえ規定でございます。これは新市税条例附則第 25 条の 6 の第 4 項の規定の適用について読みかえするものでございます。

新市税条例附則第 2 条第 18 項につきましては、新市税条例附則第 26 条第 3 項の規定の適用について読みかえを行う規定でございます。施行日は平成 22 年 4 月 1 日としております。

(4)につきましては、多賀城市都市計画税条例附則第 13 項中、地方税法附則第 15 条第 58 項を第 59 項に改正するもので、施行は地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

(5)につきましては、アからウに掲げる規定につきましては、第 38 条市民税の減免、第 42 条固定資産税非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、附則第 27 条、これは旧民法第 34 条の法人から移行した法人などに係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。

イは、第 3 条の規定で、固定資産税に関する経過措置でございます。

ウは、附則第 2 条の 2、公益法人などに係る市民税の課税の特例の規定で、公益法人制度改革に伴い、現在の社団法人、財団法人制度が廃止されたことに伴う措置でございます、施行期日は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日としております。

次に、96 ページをお願いいたします。

第 2 条、個人の市民税に関する経過措置について規定しております。

第 2 条、第 1 条の規定による改正後の多賀城市税条例、第 35 条の 2、これは公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収を規定しておりますが、これから第 35 条の 6、これは年金所得に係る特別徴収税額への繰り入れまでの規定は、平成 21 年度以降の年度分の個人の市民税について適用するということでございます。

第 2 項は、新市税条例第 21 条の 6、これは寄附金税額控除及び附則第 5 条の 4、これは特例控除額の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、平成 20 年 1 月 1 日以後に支出する新市税条例第 21 条の 6 第 1 項各号に掲げる寄附について適用すると規定しております。

第 3 項につきましては、新市税条例附則第 2 条の 2 の規定は、これは公益法人等に係る市民税の課税の特例でございますが、租税特別措置法第 40 条第 2 項または第 3 項の規定による同条第 1 項後段の承認の取り消しが、平成 20 年 12 月 1 日以後にされる場合について適用するとしております。

第 4 項につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における新市税条例附則第 5 条の 4、これは特例控除の規定の適用については、同条中、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項とあるのは、附則第 19 条第 1 項と、それから同条第 5 号中、附則第 18 条第 1 項、附則第 20 条第 1 項とあるとは、附則第 20 条第 1 項とするということでございます。

第 5 項につきましては、新市税条例附則第 6 条第 1 項、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございますが、その項目と、第 2 項の規定、これは免税点を 2,000 頭以内としたことです。この規定は平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の多賀城市税条例について適用し、第 1 条の規定による改正前の多賀城市税条例附則第 6 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるとしております。

次の 97 ページになります。

第 6 項、市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの間に支払いを受けるべき新市税条例附則第 18 条第 1 項に規定する上場株式の配当を有する場合には、当該上場株式等の配当に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額に対して課する市民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める金額に相当する額としております。

(1)上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円以下である場合、当該上場株式に係る配当所得の金額の 100 分の 1.8 に相当する金額。

(2)上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円を超える場合、次の金額の合計額と
いうことで、

アとしまして、1 万 8,000 円。

イ、当該上場株式に係る課税配当所得の金額から 100 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額としております。

第 7 項につきましては、前項の規定の適用がある場合における新市税条例附則第 18 条第 3 項、これは上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例の規定の適用については、「附則第 18 条第 1 項」とあるのは、「附則第 18 条第 1 項（多賀城市税条例の一部を改正する条例の附則第 2 条第 6 項の規定により適用される場合を含む。以下同じとする）」とすることになっています。

第 8 項につきましては、新市税条例附則第 25 条の 6 第 1 項または第 4 項の規定の適用がある場合、これは上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定しておりますが、その場合は、第 6 項の規定、これは申告書を提出できるということの規定でございますが、「同項前段の規定により」とあるのは、「新市税条例附則第 25 条の 6 第 3 項または第 5 項の規定により読みかえられた新市税条例附則第 18 条第 1 項前段の規定による」としてあります。

第 9 項としまして、新市税条例第 25 条の 5 の規定は、平成 22 年 1 月 1 日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当について適用するとしてあります。

第 10 項としまして、市民税の所得割の納税義務者が新市税条例第 20 条第 4 項の規定により、平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当に係る所得についての記載をした第 4 項に規定する申告書を提出する場合には、新市税条例附則第 25 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当に係る口座において、前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当の区分に応じ、当該各号に定める所得について記載を行うものとするというものでございまして、(1)は、前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当のうち、その年中に同一の支払者から支払いを受けるべき新市税条例附則第 18 条第 1 項に規定する上場株式等の配当の額の総額が 1 万円以下であるものに対して、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令附則第 7 条第 10 項で定める当該源泉徴収選択口座内配当に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当に係る所得と規定してあります。

(2)としまして、前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当以外のもの、当該源泉徴収選択口座内配当に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当など以外の配当に係る所得を規定してあります。

第 11 項は、新市税条例附則第 25 条の 6 の規定、これは上場株式等に係る譲渡損失、それから損益通算の繰越控除の規定でございますが、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度までの個人の市民税に係る旧市税条例附則第 25 条の 5 第 1 項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例によるとしてあります。

第 12 項としまして、市民税の所得割の納税義務者が新市税条例附則第 25 条の 6 第 1 項の規定により申告する上場株式に係る譲渡損失の金額のうち、地方税法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 16 項の特別徴収義務者が、同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した前項各号に掲げる金額がある場合、新市税条例附則第 25 条の 6 第 2 項の規定にかかわらず、新市税条例第 20 条第 4 項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得について記載するというものを規定してあります。

(1)としまして、当該控除した金額のうち少額配当の額から控除した額、これは当該源泉徴収選択口座内配当に係る源泉徴収選択口座内において前年中交付を受けたすべての少額配当に係る所得でございます。

(2)としまして、当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当の額から控除した金額、これは当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当以外の配当等に係る所得でございます。

第 13 項としまして、平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間における新市税条例附則第 25 条の 6 第 5 項の規定の適用については、同項中「並びに附則第 25 条第 1 項の規定の適用について」とあるのは、「、附則第 25 条第 1 項並びに附則第 25 条の 3 の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第 25 条の 3 中『計算した金額』とあるのは『計算した金額（附則第 25 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。』とする」としております。

第 14 項としまして、市民税の所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日前行った旧市税条例附則第 25 条の 3 に規定する上場株式の譲渡に係る同条に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるとしております。

次に、第 15 項としまして、市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等の譲渡のうち、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、新市税条例附則第 25 条第 1 項の規定により同項に規定する株式に係る譲渡所得の金額のうち、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成 20 年改正令附則第 7 条第 11 項に定めるところにより計算した（以下、「上場株式等に係る譲渡所得の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新市税条例附則第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて各号に定める金額に相当する金額とするということで、(1)、(2)につきましては、アとイということで、各条文といえますか、その計算方式が記載されております。

第 16 項につきましては、前項の規定の適用がある場合における新市税条例附則第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額、附則第 2 条第 15 項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式に係る譲渡所得等の金額を控除した残額または当該上場株式に係る譲渡所得の金額」とするという規定でございます。

第 17 項としまして、新市税条例附則第 25 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合における第 15 項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額、これは新市税条例附則第 25 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とするとされております。

第 18 項としまして、新市税条例附則第 26 条第 3 項の規定、これは特定中小会社が発行する株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例でございますが、第 15 項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額、これは新市税条例附則第 26 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とするということに記載してございます。

第 19 項としましては、新市税条例附則第 26 条の 4 第 3 項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当について適用し、同日前に旧市税条例附則第 26 条の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例によるとしております。

第 20 項としまして、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間における新市税条例附則第 26 条の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払いを受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 1.8」とするという規定でございます。

固定資産税の経過措置でございますが、第 3 条、新市税条例第 42 条の規定は、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税に適用して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 38 条の規定による改正前の民法第 34 条の法人に係る固定資産に対して課する平成 20 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとしております。

次に、都市計画税に関する経過措置でございますが、第 4 条第 1 項で、これは第 2 条の規定による改正後の多賀城市都市計画税条例の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとしております。

2 項としまして、第 3 条の規定による改正後の多賀城市都市計画税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 20 年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとしています。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

長いこと御苦労さまでした。お疲れさまでした。

一生懸命聞こうと思っていたのですがけれども、私たちが大事なところとして考えるところは、その 65 歳以上の公的年金を受けられている方から個人住民税が引かれるということが、はっきりしているということですね。

総務省の調査によりますと、年金受給者のうち対象となる人は五、六百万人いるということなのですが、本市の対象者はどのぐらいになるのでしょうか。（「今、資料を探しておりますので、少々お待ちください」の声あり）

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

今現在、多賀城市内において、65歳以上の年金所得者、これはまだ概算で申しわけないですけれども、平成19年度分ですが、多賀城市内の65歳以上の方で公的年金を受給されている方、これが1万2,300人ほどおられます。

どうしても、年金受給者の方は、公的年金以外に企業年金とか厚生年金とかいろいろもらっていますので、なかなかその公的年金、先ほどの社会保険庁等々の団体からもらっている数というのは、なかなか把握できなかったものですから、あくまでも1万2,300人ということで、一応概数で押さえています。

それで、今回対象となる方は、65歳以上の公的年金の受給者は約3,400人おられるというところで、一応計算しております。

そのうち、課税者が約2,900人ほどいるのかということで、算出しております。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

わかりました。

それで、税務課で答えられるかどうかちょっとわからないのですが、年金から税金が引かれるということが常態化してきます。今から出てきますが、国保税も引かれるというようなことが出てくるのですけれども、消えた年金の解決は一体どうなっているのかというふうにふと思ったのですが、現状では、わかればどなたかお答えいただければと思うのですが。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

「消えた年金」という言葉で、新聞あるいはいろいろな報道機関で報道されておりますが、今現在、当初5,000万件と言われた件数の約3割方が判明しつつあるようでございます。

それで、この間、国保年金担当の課長会議がありました。残った方々については、再度、再度、何度でも原因を追求していきたいというふうに、社会保険庁の方は言っております。

実は、私たちの身近な方もそうなのですけれども、何せ人によっては40年前の話なのです。ですから、情報として一部分を把握あるいは記憶していても、なかなか全面的に出せないようなケースが多々ございます。

ですから、同一会社の人々の書面を突合してみたり、いろいろな作業をやっているようでございますが、話を戻らせていただきますが、3割方くらいしか解決していない。

ただ、これでやめるつもりはないと、そのように私たちは連絡を受けております。

○議長（阿部五一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

舩添さんは、「期限を切って解決する」というふうに、何回も何回も言っている割には、さっぱり解決していないのに、こういうことだけが先んじていくことは、一体どういうことなのだろうというふうに私どもは考えております。

国に解決を求めていくことの方が、よほど先にやるべきことではないのかというふうに思うのですが、それはそれとして、もう一つなのです。

46 ページの、配当譲渡益のところですが、これも今のこの条例の中では大事なことだというふうに思うのですが、私は株を買ったことがないのでわかりませんが、500 万円の利益が出る売り買いをする人、それから 100 万円の配当金をもらえる株を持っている人、こういう方たちは、一般的に言って、私たちの感覚からいくとお金持ちというふうに言われると思うのですが、こういう方たちに税金を、本則税金をいただかないで、おまけしてあげるというのがこの中身ですね。確認をしておきます。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

ここに上場株式の配当がございますね。今お話ししたのは、500 万円以上の所得がある方になっていましたね。その方については、本則税率で課税されると。500 万円以下の方については、軽減税率でいきますということがまず第 1 にあります。

○議長（阿部五一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

わかっています。とにかく、500 万円譲渡して、売り買いをして 500 万円もうけるような方は、それから、その配当金を 100 万円いただくような方は、一般的に言って、やはりお金持ちの部類に入るのだろうというふうに、私の感覚では覚えるのですが、そういう方たちの税金を軽減税率で 2 年間やるということの中身の確認です。ですから、「そうです」とか「そうでない」とか言っていただければいいのです。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

長々と説明をしていただきましたので、大変失礼なのですが、ポイントだけ、今回の税制の改革、条例の問題について、ポイント、一つは、市民税関係では、先ほど質問のあった特別徴収制度を導入するというポイントの改正なのか。

次に、寄附の関係、寄附の関係は、ふるさと何とかという税がありましたね。その寄附行為に対する、控除に対する条例なのか。

それから、金融・証券等の問題、今あったように、500万円以上については、今の税制よりも逆に多く税金をかけるというやり方なのか、100万円以下の場合、今の税制とどうい違いがあるのか、これが私はポイントではないかと思うのです。

それから、公益法人の改革で、この税制改革は、今とどうい違いがあるのか、そこまでしておきますが、その辺をポイントとしてお示ししていただければ、わかりやすいのではないかと。

そして、先ほどうぞうと私聞いていたのですが、95ページからの点は、これを基本として、平成21年4月1日に施行され、その以降の取り扱いとしてのやり方として、この項目を適用するのだというふうに解釈をして見ておったのですが、そういう解釈でいいのかどうか、その骨格となるところだけ、まず、1の、市民税関係についてはそういう見方でいいのか、それから、95ページ以下の文言はそういう見方をしてよろしいのか、それについて、済みません、解釈がちょっと理解をしなかったものですから。よろしく願います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今、質問がいっぱいあったように私はお聞きしたのですが、まず、今回の目玉として、目玉というよりも、寄附金税制ですが、これは「ふるさと納税」の発想から生まれて、通常は納められた税金を、自分のお世話になった地方公共団体に、その税額の一部を何とかできないかというような発想だったのですが、その税額を一回その市庁舎に入った税額を分配するという格好になりますと、その受益と負担ですか、その点からいって、なかなか一回入ってきた税金を出すのではなくて、あくまでも寄附金税制に持っていきましようということで、今回はこの寄附の関係で多く見ましようということで、10万円の適用下限額が5,000円と。そして5,000円を上回ったものについては、住民税を減額しますというふうな格好で、寄附をすれば自分の住民税も安くなりますというのがまず第1点でございます。それは寄附の関係です。

あと、金融・証券税制等につきましては、今まで特例措置であったものの税率を、2年間延ばしたり、あるいは、今後税率を本則課税に戻しますということで、軽減税率が適用されなくなるものですから、当然、税率も上がるということでございますので、これが税の見方からすれば、本来の税に戻るのかという思いでございます。

それから、95ページからいろいろあるということで、これはあくまでも、この条項の適用については、その附則で述べられている期日から、改正規定をその日にちから適用していきますということでございますので、その辺ちょっと、もう一度議員にお聞きしたいのですが、そのねらいといいますか、質問の意図がちょっと。（「経過措置の」の声あり）経過措置の説明でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういうぐあいに説明した方がぴつとくるのですね。

ですから、一つは、先ほど言った特別徴収の関係、一つは「ふるさと納税」の関係で、ふるさとに納税した場合に、その寄附に対して住民税を減税するという措置だと。それが寄附税制の2番の項目になると。それから、3番の関係については、特別措置税率を平成22年度まで延長をしたと。これでいくと、そういうふうになるのではないですか。切れるので、22年度まで延長したという見方になるのではないですか。そして、22年度になればどうなるかわからないけれども、まず22年度まで延長したというのが、この改正のねらいかというふうに見ているのですけれども、そういう見方でよろしいですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

竹谷英昭議員、引き続きどうぞ。

○21 番（竹谷英昭議員）

それで、部長、大変まじめに御説明していただいたので、頭がちょっと混乱しているのです。

この2の、固定資産税、都市計画税の関係、これもいろいろあるのですが、公益法人の、先ほど専決処分した関係から、この市税を変えなければいけないということによって、こういうふうに現在の新たに届けた云々の条項に切りかえるのだという内容で御説明されたのではないかというふうに見ているのですが、例えば、市税関係を参照してくださいということで書いてありますけれども、そういう意味で本則を一応整理をするという内容であるというぐあいに理解しておいてよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

固定資産税の関係につきましては、今まで民法の方で、公益法人で持っている施設について、非課税措置になりましたというものを、まだ何年度までは非課税にしますというような規定でございます。非課税であったものを、とにかく法律がいろいろ変わったので、すぐこうしますというのではなくて、その条項を生かして、非課税措置については非課税と、それを引き続きというか、従来どおりでやっていきますというような内容でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうですね。そうすると、新たないろいろなことを、団体をやっているけれども、それは旧のものをそのまま移行して対象にしますと、そういうふうな条例の条文改正ですよという見方でよろしいということですね。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

特別徴収の件なのですけれども、年金額が年額 18 万円を超える方からはやるのだと。以下ですか、未満ですか。わからないのですけれども、18 万円より少ないところからは特別徴収はしないのだと。

それは条例ではどこの部分なのかというのを、ちょっと条例を示して、解説していただきたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

新条例ですが、これは第 35 条の 2 の、新旧対照表でいきますと、資料 2 の 58 ページにございまして、その第 2 号に、当該年度分の老齢等年金給付の年額が 18 万円未満である者については、これは徴収できないことになっている部分であります。これ以外のものについては課税できますということです。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それで、その天引きをする額が年金の半分を超える場合には、しないとかというような話が、後期高齢者の保険料の天引きのときは出ていましたね。

それで、市税関係では、その 2 分の 1 何とかというのはどういうふうなことになるのかということなのですが、それも条例を示してちょっと説明をお願いします。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今言ったその 2 分の 1 といいますのは、年金の 2 分の 1 以上、それは国保の絡みでの 2 分の 1……。（「では、ちょっと」の声あり）

税の方では、その2分の1とかというものは、今のところ見つかっておりません。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと私の問題意識なのですが、年額年金が18万円ということは、1カ月1万5,000円、ですから、年金は2カ月に1回支給されるので、3万円支給されるわけですね。それから、所得税は今までも引かれていたと。それから介護保険の分を引かれると、後期高齢者の保険料も引かれる。それに加えて市民税や国保税も引かれるということになりますね。

そうすると、年金というのは紙だけ来て、実際は全部引かれて、手元に残らないというような問題が出てくるのではないかと。

それから、それを全部足した場合に、年金額を超えたりするような場合は、何を優先するのかと。所得税優先なのか、市民税優先なのか、介護保険料優先なのか、後期高齢者優先なのか、国保税優先なのか、そういう問題が出てくるのではないかと思うのです。

ですから、2カ月に1回3万円もらうのですけれども、それらが天引きされていった場合、本人にはがきだけ来て、実際の振り込みはゼロというようなことは起きないのかどうか、という問題なのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今おっしゃいましたのは、実は我々も心配している点でございまして、今回の年金から控除されるものにつきましては、所得税、介護保険料、もうこれは差し引かれています。その次に今度は国保税もそれから差し引かれるということになると、住民税が一番先にくるのか、それとも所得税が2番目なのか、今のこの状況を見ますと、所得税が一番最初、それから介護とか国保とかいって、住民税が一番最後になるようなこともたまたま聞かれておりますけれども、それが今のところでははっきりとわかってございません。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと、まあ何というか、無責任というか、見切り発車というか、そういう感じがしますけれども、それは皆さん方の責任ではないと、政府が悪いということになるわけですね。いつごろに示すと言っているのですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今のところ情報は一切入ってございません。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

条例を出す段階でもそういうことだというのは、本当にこれはひどい話で、一体どうなっているのだろうというふうに思います。これは部長に聞いても仕方がないですから、政府に言ってくれということになると思うので。

それから、寄附金の控除の関係ですけれども、この間、平成 20 年度税制改正の概要ということで説明を受けました。実は、「ふるさと納税制度」について、私、ことしの予算委員会のときもちょっと質問したのですが、この間説明を受けたのは、「ふるさと納税制度」そのものだというふうに受けとめていいのか。それとも、この間受けた寄附金の控除の新たな仕組みというのは、一般的な控除の仕組みなのであって、それとはまた別個に「ふるさと納税制度」というものがあるものなのかどうか、まずその点、お答え願います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

認識としましては、「ふるさと納税制度」が寄附金税制、寄附金控除、税額控除の方で賄うというふうにとらえてございます。新たに別に「ふるさと納税」云々というのは、今のところ考えられないのではないかと考えております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、例えば多賀城に住んでいる人が、多賀城に 10 万円なら 10 万円寄附しても、それから自分の出身地の、例えば秋田の何とか市に寄附しても、この控除の仕組みというのは全く同じものなのだと。この間説明を受けたやり方で、地元で寄附した場合でも、自分の出身地に寄附した場合でも、同じように取り扱われるのだというふうに理解していいのだということですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

参考までにお尋ねいたしますが、年金の平均支給額ですが、多賀城の平均支給額は幾らぐらいか、おわかりであれば御返答願います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

残念ですが、ここで把握してございません。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

では、またちょっと調べていただいて、出していただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

済みません。一つ聞き漏らしました。徴税するにはシステムをつくっていかねばならないと思うのですが、税務課、住民税だけのシステムをつくっていくのには、どのくらいのお金がかかるのですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、税務課長から回答いたします。

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

この間も説明会のときに説明しましたが、社会保険庁等との特別徴収義務者と各市町村の間に、経由機関として地方税電子協議会という団体が入ってきます。そちらの方が今現在、L-タックス、これは地方税法の電子申告を主にやっている普通の会社なのですが、そちらの方に、今現在、多賀城市はオブザーバーとして参加してございます。今現在、その協議会の方に参加するとなると、そのオブザーバー以外の各地方団体より、今安く加入できるという情報もあります。

ただ、7月に総務省の主催で、国際センターの方でその電子協議会の地方税法の電子システムに関する説明会があります。その段階でいろいろ詳細なものが出てくるのかとこう思っております。

今現在では、システム上幾らかかるかというのは、まだ出しておりません。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

年金の支給が年間 18 万円以上の方から、特別徴収をするようなお話がございませけれども、現実的に、年間 18 万円の年金をもらっている方が、住民税が発生することうことがありませすか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

年金も控除額がございませすので、収入金額で 100 万円でも、それから年金控除額がございませすので、それを引けば、18 万円であればゼロになります。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

もしあるとすれば、例えば年金は 18 万円だとしても、住民税が発生するのは、それ以外の収入がある人、そういう方はそうですけれども、年金だけの収入の方ではないということですね。はっきりしていますね。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

18 万円でするので、それだけの収入であれば、住民税はかからないうこととございませす。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

それから、これは必ずそういうふうになるというものなのですか。例えば、住民税が発生をして、公的年金をいただいている方には、すべて特別徴収になるのだということなのか、あるいは選択する余地もあるのか、その辺、もう少しわかりやすく、詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

年金を数種類いただいている方がおいますね。2 カ所以上からとか、そういう方については、一つを指定していただくということになってございませす。

選択ですか、もちろん、社会保険庁が勝手にそれはできませんので、その辺は保険者とその受給者の中でやりとりがあると思います。どの年金を指定するかとか、ですから、我々税務課としましては、そういう条文があつて、何々を指定するか、そういった条項は入

っていませんので、2種類以上あれば、どちらか1種類のうちから特別徴収するというような格好になっています。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

それはわかります。部長がおっしゃっているのはわかるのですが、例えば、納税者が、市の窓口で、「いや、今までどおり普通徴収でお願いしたいのですけれども、できませんか」という相談がもし来た場合に、それに対応できるようになっているのか、それともなっていないのか。年金受給者はもうどこかの年金から特別徴収するようになっているのか、その辺のところをお伺いしたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

普通徴収の方に選択、（「選択制の問題」の声あり）選択権がその給付されている方にあるのかなのかということをございましたけれども、今現在、ないと思います。（「そうですか。わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

ほかに、10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

この間説明いただいた資料の「ふるさと納税制度に伴う税控除の例」がありまして、そこで計算したもので、住民税からの税額控除は3万1,500円だというふうになっていますね。このケースの場合は、実際は所得割額の10%だということなので、2万9,350円、計算上は3万1,500円なのですけれども、2万9,350円が税額控除になるのだというふうに理解していいのですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、市民税に均等割というのがありますね。均等割の非課税というのはどのぐらいでしたか。もちろん所得割は公的年金だと120万円以下であれば、所得割はゼロになると思うのですけれども、いわゆる均等割がありますね。市民税の市・県民税の均等割非課税になるのはどのぐらいなのかと。

それから、先ほど私いろいろ言ったのですけれども、国保まで含めて考えていくと、平等割とか均等割とか出てきますから、所得ゼロであっても、幾ら7割軽減をやったとしても、天引きするという問題は出てくるのですね。とりあえず、まず、その市民税の均等割が非課税になるのはどのぐらいの水準でしたか。

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

今現在、均等割の非課税限度額 34 万 5,000 円になっています。これはお一人の場合 34 万 5,000 円ですけれども、例えば御夫婦お二人の場合は、34 万 5,000 円掛ける 2 プラス 14 万円、これが非課税限度額。本人と配偶者、奥さんの場合、203 万円までは非課税になってまいります。

ですから、逆に 203 万円を超えないと、年金からの天引きはないということでとらえております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、年金収入があって、ほかにいわゆるシルバーで働いて収入があったという、2カ所からあったと。年金のほかに勤労収入もあると、そういうふうな場合の取り扱いはどういうふうになるのですか。

○議長（阿部五一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

先ほどの年金からの特別徴収につきましては社会保険庁、それから国民年金法に基づいた退職、それから用語として括弧書きでありますけれども、あくまでも公的年金が特別徴収の対象になります。

それで、そのほかに例えばシルバーさんの方からの収入があった場合については、シルバーさんの分については普通徴収で徴収することになると思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

済みません。ちょっとタイミングがおくれまして申しわけありませんでした。

今回の条例改正には、先ほどの議論から明らかになりましたように、株 500 万円の譲渡益、それから配当 100 万円以内のところには、軽減税率を当面 2 年間延長すると、こういうようなことが盛り込まれている。多額の配当を受け取る資産家への優遇税率の継続が盛り込まれているという点で、認められるものではないと考えております。

そして、一方で、65 歳以上の公的年金受給者から、特別徴収として年金から天引きがされようとしております。年金からは既に所得税に加えて、この間、介護保険料、さらにこの 4 月からは後期高齢者医療制度の保険料も引かれております。

本市でも、後期高齢者医療の保険料が天引きされた 4 月には、年金生活の方々から、怒りの声やら苦情が殺到したと思っております。

それで、内閣府が発表した調査によりますと、高齢者の自立支援に関する監視・影響調査によりますと、国民の 5 人に 1 人が 65 歳以上で、その 6 割が女性だそうです。ひとり暮らしも多く、低所得者で、特に離別者の貧困率が高いといえます。年間所得は 150 万未満が過半数、公的年金は男性の半数以下の約 86 万円しかありません。

政府の調査でも認めるように、高齢女性の低年金や無収入が多いのは、高齢女性が怠けていたからではなくて、みずからを顧みる暇もないほど家族のために尽くした結果であると言えます。

現在 75 歳以上は、1933 年以前の出生者で、戦争の被害や苦しみを多く受けた世代でもあります。戦時・戦後の混乱期中、勤労働員や戦災、疎開など学校教育も中途半端なまま社会に放り出されてしまいました。やっと得た職場も、賃金、待遇などで男女差別があり、収入は家計を補助するため貴重なものでもありました。結婚しても世帯収入が少なく、やりくりが苦勞し、家事、育児、親兄弟の世話など、追われる連続の毎日を過ごしてきたのだらうと思います。

パートで働いた収入は、住宅ローン、教育費などに回り、自己の年金積み立てや資産形成などには全く使えなかった、こういう人たちが圧倒的多数のようでございます。

多くの高齢者は、生きていくために年金を糧としているのであります。その年金収入に応じて毎日の生活の計画を立てて設計して、暮らしているのだと思いますが、時には計算できない不測の支出もあり得ます。そのときに、税金が最優先で差し引かれることになったのでは、これは残りのお金でどうやって生きていけと言うのでしょうか。

生活すること、生きていくことが成り立たなくなるようなこの制度を、認めるわけにはいかならないと思います。生活設計のもとである年金から、税金を天引きすることなどはならないのではないかと考えます。

以上の理由から、議案第 41 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例について、反対する討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

今回提案されました議案第 41 号については、種々の御意見等々もありましたけれども、これは国民生活の安定に向けての条例の一部改正と理解をするものであり、地方税法等の一部の改正に伴い、法律の内容に合わせて市税条例、都市計画税等々、そして寄附金税額控

除における特別控除額の特例等々の一部を改正するものでありますことから、今回提案されました議案に賛成を申し上げるものであります。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は午後 3 時であります。

午後 2 時 46 分 休憩

午後 3 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

日程第 18 議案第 42 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 18、議案第 42 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 42 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の公的年金からの特別徴収制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部次長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

説明させていただきます。

先ほど議論いただきました特別徴収に係る部分でございます。国民健康保険税を特別徴収する制度に関する改正でございます。

この件に関しましては、さきの説明会におきましても若干触れさせていただいておりますけれども、年額 18 万円以上の年金を受給している国保税の納税義務者について、平成 20 年度から当該年金から国保税を納付する改正が、医療制度改革に伴う改正で、健康保険法等の一部を改正する法律の中でうたわれておりましたけれども、本市におきましては、今年度におきまして、新しい国保税の電算システムを構築する予定のため、地方税法第 706 条第 2 項「その他特別な事情」の規定によりまして、1 年間これを延長しまして、平成 21 年度から特別徴収の制度を入れるというふうにしたものでございます。

それでは、資料 2 の 85 ページをお願いいたします。

議案第 42 号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして御説明させていただきます。

まず、第 5 条の 2 につきましては、これは引用条文の条ずれに伴う条番号の改正でございます。

第 11 条につきましては、徴収の方法として、ただいま申し上げました特別徴収が新設されたことから、特別徴収の方法と普通徴収の方法の二つの方式を規定するものでございます。

第 12 条につきましては、国民健康保険税の納期を規定しておりますが、特別徴収が新設されたことから、普通徴収の納期を明確に規定するものでございます。

次の 86 ページをお願いいたします。

第 13 条につきましては、条のずれによる条番号を改め、引用条文の条番号を改めるものでございます。

第 14 条につきましては、65 歳以上の国民健康保険税の納税義務者が、老齢等年金給付の支払いを受けている場合は、その年金から特別徴収の方法で徴収するという規定を新たに設けるものでございます。

第 15 条につきましては、老齢等年金給付の支払いをする者を「年金保険者」と規定しまして、年金保険者特別徴収義務者として規定するものでございます。

第 16 条につきましては、年金保険者は、特別徴収した国民健康保険税を翌月の 10 日までに納入しなければならないとする規定でございます。

第 17 条につきましては、国保被保険者が資格喪失等をした場合、年金保険者と市との間で行う通知事務に関する取り扱いを規定するものでございます。

次の 87 ページをごらんください。

第 18 条につきましては、前年度に既に特別徴収対象被保険者であった者に係る翌年度の仮徴収の額を規定しております。仮徴収の額は、地方税法施行規則の規定により、前年度の最終分の 2 月に徴収された金額を、翌年度の仮徴収額とするものでございます。

同条第 2 項につきましては、例えば、仮徴収期間中に 75 歳以上に到達し、後期高齢者医療制度に変更になる場合など、第 1 項に規定する仮徴収額が適当でない特別な事情がある場合は、所得の状況等を勘案して市が定める額を仮徴収額とすることができると規定したものでございます。

第 19 条につきましては、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収する期間等を規定してございます。

次の 88 ページをお願いします。

第 1 号につきましては、前年の 4 月 2 日から 8 月 1 日に新たに特別徴収対象被保険者であった者が、年金額が少ないなどの理由で特別徴収ができなかった方や、新たに前年の 8 月 2 日から 10 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった方の仮徴収は、4 月、6 月、8 月の 3 回とするものとしたものでございます。

第 2 号につきましては、前年の 10 月 2 日から 12 月 1 日までに新たに特別徴収対象被保険者となった方は、6 月と 8 月の 2 回を仮徴収とするものでございます。

第 3 号につきましては、前年の 12 月 2 日からその翌年の 2 月 1 日までの間に新たに特別徴収対象被保険者となった方の仮徴収は、8 月の 1 回というふうにするものでございます。

第 20 条につきましては、何らかの理由により、年金の支払いを受け得なくなったなど、国民健康保険税を特別徴収の方法により徴収できなくなった場合は、残った国民健康保険税を普通徴収の方法により徴収すると規定するものでございます。

同条第 2 項におきまして、年金保険者から徴収し、過納等となった場合、未納の税額等に充当すると規定するものでございます。

次に 89 ページをごらんいただきたいと思います。

第 21 条につきましては、徴収の特例として、国民健康保険税の暫定賦課を規定しているものでございます。徴収の方法として特別徴収と普通徴収の二つの方法になったことから、普通徴収の方法によって、との規定を追加するものでございます。

また、条の繰り下げに伴いまして、条番号を改正するものでございます。

第 22 条につきましては、同じく条ずれと引用条文の条番号を改めるものでございます。

第 23 条から 26 条までは、条の繰り下げに伴う条番号の改正を行うものでございます。

91 ページをごらんいただきたいと思います。

附則第 5 項も、同じく引用条文の条番号を改正するものでございます。

附則第 6 項につきましては、地方税法からの引用条文の条番号を改めるものでございます。

附則第 8 項、次のページの、附則第 10 項から、93 ページの 12 項まで、同じくこれは引用条文の条番号を改めるものでございます。

それでは、資料 1 の 109 ページをお願いいたします。

附則をごらんいただきます。

第 1 項は、この条例の施行期日を平成 21 年 4 月 1 日とするものでございます。

第 2 項及び第 3 項は、適用区分を規定しております。

まず、第 2 項で、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものでございます。

第 3 項につきましては、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収を規定した新条例第 19 条の規定につきましては、平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するとするものでございます。

第 4 項の経過措置につきましては、この条例の施行の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間における特別徴収対象被保険者に対する国民健康保険税の徴収方法については、普通徴収の方法で徴収するとするものでございます。

これは、年金からの特別徴収を行うには、年金保険者と市町村間のデータのやりとりなどで、引き落としまでに約 6 カ月を要するというところでございますので、本市におきましては、平成 21 年 10 月の年金支給分から特別徴収を行うこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

言うまでもないのですが、資料の 86 ページで、第 14 条第 1 項の最後のところですけども、これを読むと、市民には選択の余地はないと。年金額が 18 万円以下か以上かで、未満か以上かで選択の余地はなくて、天引きされるようになるというふうに理解してよろしいのかということですが、どうですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

その理解でよろしいかと思えます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、先ほど、年金 18 万円といたら税金はかからないだろうという指摘があって、考えてみればそうなのですけども、介護保険と国保は、所得がゼロであってもゼロにならないのですね。それはどうですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

ちょっと計算モデルを示して御説明させていただきたいと思いますので、国保年金課長の方に答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

ただいまの御質問でございますが、介護保険料及び国民健康保険税、こちらの方は所得がなくともかかるものでございます。

なお、もう少し詳しく申し上げますか。（「軽減について」の声あり）

先ほど来、18万円、これをベースに話が進んでございますが、18万円の2分の1を超えることができない、そのような解釈がございます。介護保険で、例えば4万円の介護保険料がかかっているとします。そうしますと、18万円の2分の1ですから、9万円までの範囲の中で年金から引き落としさせていただいて、残りの年金は使っていただくと。そうした場合、18万円の2分の1の9万円、介護保険の方に4万円、そしたらあとは5万円の枠しかないわけです。国保の税がその5万円に満たない範囲でしたら、特別徴収に該当すると。もし6万円の保険税が算定された場合には、この方については特別徴収をしないと、そのような形になるものでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

2割軽減、5割軽減、7割軽減、平等割と均等割について、2・5・7という軽減があるにしても、所得がゼロでも、介護保険料と国保税についてはゼロになるということはないのだということですね。

それから、2分の1以上は取れないというその根拠法令については、どこで示されているのですか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

地方税法で、普通徴収に加えて今回特別徴収を設けると、その地方税法の中の条文の中に、詳細については施行令で決めると。それでその施行令の方で、「18万円未満の人については触らない」と、また、「2分の1にする」と、そのような条項がございまして、その文を適用させていただいているのが中身でございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、きょうの条例案は国保税の特別徴収ですね。

それで、6月11日の河北新報に、新医療制度の保険料天引きについて、今、18万円なのだけれども、「年間180万円未満の場合には、本人から取らないで子供から取る」だとか、いろいろあるのですけれども、この記事は後期高齢者なのですけれども、国保の天引きについて、いわゆる18万円という数字は、後期高齢者医療制度と関連して、何かもっと引き上げるとか、引き上げないとか、そういう話は出ているのかという問題なのですが、どうですか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

議員がごらんになった新聞の後ろの方に書いてあったと思うのですが、「国民健康保険の方も同様とする」というような括弧書きがあったように記憶しております。

ただ、これはプロジェクトチームが記者発表をした数字でございまして、金額といいますか、内容でございまして、正式な採用となった中身ではまだございません。

したがいまして、私も議員と同様、新聞記事を読んだという程度にとどめている内容、そのような状況でございます。

○議長（阿部五一）

ほかにはないですか。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

これ、せっかく条例案が示されているので、資料2の85ページの、第12条なのですけれども、「普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は次のとおりとする」というのですけれども、これはほかの税額にもかかわることなのですけれども、8期、国保で言う8期、12月25日までとなっているのです。

そこで聞きたいのですけれども、市中銀行、いわゆる金融機関は12月何日までやっているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

今の昌浦議員の質問に対して、答えられませんか。財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（郷家栄一）

私の記憶では、12月30日もしくは31日までやっていたかと思います。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

なぜ私がお伺いしたかということ、実は、一生懸命働いていて、25日が納期だと、納期を過ぎてしまって、ようやくお金を手にする人というのは結構多いのです。自営業の方たちは特にそうなのです。12月の30日ぐらいまで一生懸命になって、昔でいう掛け取りというのですか、一生懸命になってお金を集めるのです。ようやくお金ができて、年越し費用もできるという、そういう状況の中において、25日という期日設定というのは非常にきつい

という。かねて市民の方から私に結構そういう不満が聞こえているのです。どうして25日という設定なのでしょう。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

ちょっと今ここで、なぜその12月25日になったのかというふうな経過については承知しておりませんので、多分これは、ほかの税目の関係でも、12月25日としていると思うのです。たしか市税がそうですね。かと思うので、その辺はちょっと25日に設定した経過も含めて、調査してみたいと思います。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今、そういう御答弁をいただいたのですから、調査していただくということなのですが、でも、「いわば市役所さんの勝手ではないか」と市民の方がおっしゃっていますよ。25日までに期日設定をしておいて、結局は1月、金融機関はお休みでしょう。そうすると督促状の発送等々の、そういうどのくらいの収納だったのかというようなことの、機械での読み込みなどの作業がおくれるのです。ですから25日だと私はそう思っています。

ですから、市民の暮らしのために皆さん方がいるのであれば、やはりぎりぎり金融機関の開いている時間まで、期間までですか、納期というものを延長していただきたいと思えます。

ですから、これは要望というわけではなくて、ぜひともその延長と言ったらいいのでしょうか、期日を延ばすという方向で御検討いただきたいと思うのです。確かにコンビニ収納等がありますから、31日だろうと1月1日だろうと、今後は収納というのにはできるようになってはおるのですけれども、それすら行けない人もいらっしゃる。その人たちは、逆に言えば、皆さんよく税関係は言うのです、私が聞くと。「振り込みにしたらどうだ」と。でも、その振り込みに入れる金すら、ぎりぎりで集めてらっしゃるという世帯がいるということだけは、どうか皆さん、念頭に入れてほしいのです。そのことを深くここで要望させていただきます。（「回答は要らないですね」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

この年金からの特別徴収の対象者というのは、国民健康保険加入者ですから、60歳から国民健康保険に加入している人で、74歳までの年金をもらっている人と、こういうことになりますか、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

御質問のとおりでございます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうしますと、60 歳で退職をして、若干の年金をもらいながら勤めている、先ほどもちよっとお話あったのですけれども、第 2 の職場に勤めて、年金を受給される方もいらっしゃるんですね。60 歳から 65 歳の満額の年金をもらうまで。そうすると、別な収入がある場合は、普通徴収になるのか、それとも年金からの特別徴収になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

年金からの引き去りということになります。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、先ほどの税条例の改正にもありましたけれども、税とはまた違うのです。徴収の仕方が。住民税の場合は、ほかに収入がある場合は普通徴収にするという、先ほどの答弁でした。国保税の場合はそうでなくて、年金からということによろしいのですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

お勤めの場合ですと、社会保険に加入している場合もあろうかと思しますので、そういったことも勘案しまして、そちらの方から引き去りをするということになるわけです。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっとこの議論をずうっと聞いておって、国の今回の仕組み、これは国の制度の仕組みで来た問題だと思うので、これを確認しておきたいと思いますが、市税条例も年金から徴収をする。後期高齢者医療制度も年金から徴収すると。今度は介護も国保も、公的料金は年金からほとんど徴収をする仕組みに国は切りかえてきたという見方をしてよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

これは全体的な問題になろうかと思えますけれども、そもそもその所得税の場合ですと、源泉徴収という制度がございまして、いわゆる国税につきましてはもう先に取ってしまうと。

ところが、住民税の場合ですと、後からというふうな形になっておりまして、多分にその辺との関係もあるのかという感じもいたしておるわけですが、ただ、いずれ必要な部分については、やはりそれぞれルールに基づいてお支払いいただくというふうな方法、あるいは、普通徴収の方法にしても特別徴収の方法にしても、課税される額そのものについては同じだと思います。

したがって、それらの納税の方法なり、いわゆる納税環境の改善という観点からすれば、そういった仕組みがあってもいいのかと。

ただ、一部に言われていますように、選択制の方向もどうも議論されているということでございますので、そういった方向が、多分いろいろな意見があって、まだこの辺についてはちょっとぶれがあるのかという感じでは思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、私が言っているのは、全体が、そういう国の仕組みが、そういう仕組みに仕組みをつくってきて、地方税の条例、地方関係のそういう仕組みも改善をしろという、一つの仕組みの中で、今回、ずうっと一連がやられてきているのではないですかと聞いているのです。そうであればそれで、そういうふうにお答えしていただきたい。そういうことがあるから、こういう条例が、国からつくりなさいと上から来ているのではないですかと私は聞いているのです。

それはあなただけでなく、市税もありますから、市全体のことからいけば、市民にかかわることで、特に、私が今、心配しているのは、高齢化社会だ社会だと言っていると。団塊の社会だと、みんな年金者が多くなってきていると。そうすると、今までのやり方ではどうにもならないので、年金から引いてしまえと。極端に言うのは乱暴ですが、そういうような発想の中でやられてきているのではないのかと、それを懸念しているのです。言い方は乱暴ですが、こういう場で言う発言ではないと思えますけれども、ピンと来る言い方をすれば、そういう言い方をした方が質問の趣旨がわかるのではないかと思うのですけれども、そういうふうになってきているのではないのかと、国の施策そのものが。そういうふうには私は思うのですけれども、いかがですかということです。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

国の流れとしては、竹谷議員おっしゃるとおりだと、このように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、これは、ここで議論してもしょうがないことなのですが、こういう制度をつくらせない、改革するためには、我々が物を申せるのは、議会であれば意見書、そうでない機関であれば、全国議長会、全国市長会、宮城県市長会、宮城県議長会、そういうセクションがありますね。私はそういうところで、こういう制度はまずいのではないかというように、私はもう改善、最低でも選択制の導入とか、最低でも、私は必要ではないかと思うのです。

これでは、先ほどの反対討論でありましたように、一生懸命この日本のために働いてきて、ようやく自分が老後の生活をこの年金で暮らせるなというときに、いろいろな制度が来て、いろいろなそういうものができてきた、後期高齢者医療制度もそうだ、介護保険がそうだ、そういうものが全部出てきた、今度は徴収する側で、なかなかできないから、これでは問題があるから天引きしてしまえ、それも 18 万円以上だと。これは余りに乱暴過ぎるのではないかというふうに私は思うのです。18 万円以上ですね。18 万円以上の人はやるというのです。これは乱暴過ぎるのではないかというように私は感想等を持っているのですけれども、どうですか、市長、どういうふうに感想を持ちますか。私はそういう感想を持っているのですけれども。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、竹谷議員からそういう話がありましたけれども、この間、全国市長会が東京で行われました。天引きされるということに対して、やはり意見を言う市長さんもいらっしゃいました。

ただ、それに関して、「そうだ、そうだ」という意見はまだまだ薄いように私は感じました。

ですから、この制度、もう少し私も勉強させていただいて、それから、今のお答えを、次の機会にでもお答え申し上げたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは正当論ではなく、住民の立場からいって、高齢社会になってきて、ようやくそういう一途に来たような状況の中で、こういうことをやられるということは、今まで一生懸命働いてきた高齢者の方々に、我々が報いているのかということをおもうときに、若干悲しい思いもありますので、どうかその思いを、今後機会があれば、市長も勉強するというのですから、ぜひそのことが、「そうだな」というふうに感じた場合、ひとつよろしく、いろいろな場で運動していただければと、また活動していただければというふうに思います。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

今の特別徴収制度の導入に関してでありますけれども、先ほど、内海次長、「源泉徴収の場合は前もって引かれる」という表現もありました。そのとおりなのです。

それで、この説明資料の2の44ページにも、市税関係のところの説明がありましたけれども、繰り返しますけれども、冒頭に、1として、「納税環境を整備する」というタイトルのもとに、公的年金からの特別徴収制度の導入に伴うものということで、概要が明記されているわけであって、これまでのいわゆる徴収の方法について、改めて検討が加えられ、見直しをしながら改正を行うという内容での議案の提案であるものと、私は理解しております。

言うならば、いろいろな徴収の方法があるわけですがけれども、今次的場合については、一つとして、特別徴収制度を導入するに対しても、納税環境整備を整えるものの一つであるというふうに私自身は受けとめたのですけれども、市長公室長、いかがですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

この特別徴収制度というものは、その18万円以上という基準があるようでございますけれども、この幅広く、現在年金を受給している方にとって、その特別徴収がいい方もいらっしゃるのかなというふうに考えてございます。

18万円がどうのこうのではなくて、年金の全体からの特別徴収、この納税環境というか、そういうものの整備といった点では、一方でそういう利点もあるのかというふうには考えてございます。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

先ほど、市長の答弁もありましたけれども、全国の首長さん方の議論の場においても、一部報道されておりますけれども、年金の受給者が、対象者が多くなってきている社会情勢でもあると。また、一方、それらの皆さんからの徴収の課題もあるということの中から、いわゆる納税環境を整備することの一つの扱いとして、特別徴収制度についての議論なども積み重ねられてきている経過があったりして、今次の提案に及んでいる政府の一つの方針が示されて、この条例の改正などが提起されているというふうに理解しているわけですが、再度、市長公室長、いかがですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

吉田議員の思いと全く同様でございます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

先ほど、私の発言の中で、「自動振り込み」云々という話をしたように記憶しております。
「口座振替」の間違いでございますので、訂正させていただきます。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

これは提案といいますか、お願いというか、ある年金受給者から、「天引きされた明細が知りたいのですけれども」ということを言われましたので、ただ、年金から天引きされた額だけが支給されるという話なのですが、その明細を記入するとか、そういうのを知らせることはできるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

ただいま上程している、その条例に係る特別徴収につきましては、平成 21 年度からということになりますので、国民健康保険税に関しては、まだ特別徴収はしておりません。

多分、御質問の中身は、後期高齢者医療の関係の年金引き去りのことかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。（「確認してみます」の声あり）

○議長（阿部五一）

中村議員、いいのですか。（「はい、いいです」の声あり）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

先ほどの住民税のところもそうなのですが、結局、特別徴収になると、納税猶予というのですか、相談したいと、いずれ選択制がもしかして導入されたにしても、年金天引きになった人が、ちょっといろいろな状況があって、納められなくなったときに、「納められないから分割で何とか」というか、「少し待ってほしい」というか、そういう相談が今までではできたのに、そうなってくると、もうできなくなるということも含められるのですね。選択の余地はない、とにかくどっちかで払ってもらおうということしかないということ、再度確認をしておきますが。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

制度上、選択できるものとできないものが、確かにあるということの一つでございます。

あと、それから、先ほどからいろいろ議論いただいております中で、高齢者の方々から、年金から天引きするのがいいのか、悪いのかという話が出ておりますけれども、先ほど、保健福祉部次長からお答えしましたように、徴収の仕方はどうあれ、額としては同じだということとは根本的にあります。

そのときに、高齢者の方々、あるいは年金受給者の方からいただくいただき方として、金額を一たん支給して、見せてから、いわゆる納付書を持って金融機関に行って、納めてくださいというのが、果たして親切なのか、あるいは天引きにさせていただいた方がいいのか、その選択、考え方はいろいろあると思います。

年金受給者をどう守るかということについては、いわゆる減免であったり、保険料の仕組みの話であって、徴収については、どちらがいいのかということは、やはり意見が分かるところだろうと思います。

それから、今、佐藤議員がおっしゃられたような納税猶予であったり、そういった特別な扱いについては、それはその都度、ケース・バイ・ケースでいろいろその部局の方と御相談させていただくケースが出てくるのではないかと思いますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

見解不統一ですよ。先ほど、私の質問には、もう年金 18 万円を超えた人については、選択の余地がなく、年金から天引きされるのだというふうに、そちらサイドは答えているのですから、今の副市長の答弁とは違うのですよ、先ほどの答弁は。どちらが本当なのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

先ほどの御質問が、いわゆる国保であったり、後期高齢者あるいは介護であったり、税金であったりということの総括的な御質問で受けたものですから、私、そう申しました。

税については、それぞれいろいろ御相談させていただく部分はあるでしょう。（「そういうことなのですよ」の声あり）それから、介護その他については、それは決まったものですから、それはそれとしてルール上、執行するものもあると思います。

それは、いろいろなものが統合的に徴収されるのではないかという御質問だったものですから、そういうお答えをさせていただいたわけでございます。（「違いますよ」の声あり）

○議長（阿部五一）

藤原議員、いいですか。（「ちょっと」の声あり）10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、今のは、副市長、誤解しているのですよ。特別徴収をするために条例が出されたのですから、きょう、ずうっと、市税も含めて、年金を 18 万円以上もらっている人からは天引きしますという条例が先ほど出て、今度は国保が出ているのですから、ですから相談の余地はないのですよ、これは。そういうやり方をやるというふうに地方税法で決めて、皆さんは地方税法に沿って条例改正をやっていると。ですから選択の余地はないということなのです。そういうやり方を今から全国でやり始めるということなのです、これは。違いますか。（「回答ですか」の声あり）確認、確認。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

市税の関係につきましては、こういう公的年金からの徴収制度が創設されたということの条文の創設でございまして、それから、さきの深いといえますか、今言ったように、通常は普通徴収と特別徴収ということで、働いている方がいれば、その働き先が徴収義務者になりまして、市の方にかわって特別徴収して、市の方に入れてくれるということでございますので、それを考えれば、今、副市長がおっしゃったように、保険者の方が年金からその税額を特別徴収するわけです。それを市の方に入れますということの今回は改正でございまして、その細かなところまでは、今のところは出ておりません。ですので、今現在、普通徴収と特別徴収していますが、特別徴収の方でも、ちょっと大変だなという方につきましては、いろいろとその会社の方では、普通徴収に回して、普通徴収でいろいろ御相談するとか、そういう方法も税法の中にはございますので、多分、今回の公的年金からの特別徴収、一括で、今のところの条文を見ますと、とにかく特別徴収して、市の方に翌月の10日までに入れるのですというのがありますが、それは年金からの特別徴収でなくても、今実際に各会社で働いて、その給料から天引きされてくる方についても、厳しくなれば、いろいろ御相談もあるということですので、今回のものについては、まだ詳しく、というか、いろいろ出てくるかもしれませんが、今の状況ではそのような状況ですので、いろいろ出てくるのではないかなというふうな私の考えもございまして。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

いや、私は、副市長が答弁したような中身でやってくれるのでしたら、非常にありがたいと思っているのです。そうしてほしいと思うのです。

ただ、住民の側に選択権があるのかと、今度の特別徴収の問題で、ないのですよ。住民には選択権がないのです。とにかく年金18万円以上の人からは、特別徴収をするというのが、今度の法律であり、条例なのです。

ですから、先ほどきちんと選択権はないのだと、もうそういうふうにするのだというふうには答えているのです。

ですから、繰り返しになりますけれども、本来の姿は副市長の言うとおりです。ですけれども、今度の法律は、条例はそういうものではないのだと。もうとにかく18万円以上の人からは天引きするのだというのが、今度の条例なのだということで、それは私の認識が正しいと思うのですけれども。（「藤原議員、答弁要りますか」の声あり）まあ、そのうちはっきりするだろうから、今でもはっきりしていますけれども、いいです。あと討論で言いますので。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

伺いたいのですが、これについての告知はどのようにされるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

現実問題として、年金から引き去りする時点が、先ほども説明しましたように、平成 21 年 10 月の年金支給分からということになります。

ですから、まだまだ十分時間もございますので、広報等を通じて周知をさせていただきたいと思いますが、その間にいろいろな変化がなければ、このような形で住民に対しては周知をしまいたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

今、後期高齢者で、皆様方に保険証が手元に来まして、もう使われているというふうなことで、ある一定の理解はいただいているような気がします。それで、一番大きかったのが、その説明不足だったような気がします。

後期高齢者医療制度につきましては、まずそれが大きな問題だったような気がするのです。お話をしていくと、今、副市長やら皆さん方が御説明したこと、対象の方々にお話すると、理解していただける。「なるほどね」と。決して悪意ではなくて、まずお互いのためなのだというふうに理解していただけます。

ということで、告知と説明ですね、告知は一方通行ですので、まず相互に、お互いが理解し合う説明会を催すこと。1 年ございますので、これは必要かなと。

そうしますと、おのずと後期高齢者の方も、もっともっと理解を示していただけるのではないかというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

先ほど来、18 万円、18 万円という、その方の年金から特別徴収するというお話がございまして、非常にその少ない額からでも取るのかという、そういう印象を私は持つのですが、現実的に、国民健康保険に加入している人で、年金をもらっている方で、年金年額 18 万円もらっている方で、国保税を支払っている方がおりますか。生活をしていて。何らかの扶養になっているか、あるいは年金 18 万円でしたら、生活保護を受給しているか、何らかの生活の方法、援助をいただいている、そういう生活をしている人だと思うのです。もしそういう例がありましたら、こういう場合は年金 18 万円でも国保税を払っていますという例を、もしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

ただいまの御質問でございますが、年金 18 万円だけでは生活成り立たない、私もそのように思います。

それで、私、ここにちょっと試算してみたのですが、年金 18 万円では生活が立たないので、その他の収入もあるはずだと。単身の場合。それで、所得で 50 万円、年金収入 18 万円、この方を試算しますと、この方の保険税が 6 万 3,000 円ほどになります。そして、この方が、仮に介護保険料の第 2 段階で月額 1,950 円の年額 2 万 3,400 円、これを合わせると双方で 8 万 6,400 円、すなわち 9 万円の範囲ですから、この方は年金 18 万円、働いて所得になった金額が 50 万円、その方までは該当する。

ところが、この方が所得が 55 万円になりますと、国保というのが上がりまして、9 万円を超えます。年金は 18 万円が変わりません。すなわち、その方からは特別徴収をできない、しない。そのような形になろうかと思えます。

ですから、年金収入 18 万円で生活は成り立ちません。その他の所得がある。その所得の境目が 50 万円と 55 万円の間ぐらいかと、そのような計算はしてございます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、年金 18 万円で生活している方はいらっしゃらないというお話で、実質は別な収入を含めて 68 万円、そしてまた 73 万円ぐらいと、50 万円から 55 万円の収入でということのお話がありました。その辺が、年金 18 万円ではなくて、収入全体を見た場合は、68 万円、70 万円前後の方々が一応最低、と言うと申しわけないのですが、国保税を支払う大変な方々だということに、そういう理解でよろしいですか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

先ほど申しました 50 万円、55 万円というのは所得です。収入にするとちょっと少し上になります。ですから、実際に懐に入るのが 68 万円、70 万円ではなくて、収入として入ってくるのは 100 万円少し上かなと。そのような形で考えております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、年収としては、控除されますから、もう少しあるということですね。了解しました。

私は、特別徴収は必ずしも悪くないと思うのです。と申しますのは、現役のサラリーマンの方は、一々市役所に支払いに来ないのです。給料から差し引かれている、これが煩わしさを除いているのです。これを急に、給料をもらっている方に、「普通徴収をしますから、市役所に払ってください」と言ったら、大変な大騒ぎになりますね。

それとは逆に、やはり支払うのに、先ほど副市長も言ったように、煩わしさがなくなる、自分で支払いに行かなくともよくなるという、そういう利点はやはりきちんと見ていかななくてはならないと思うのです。

ただ、問題なのは、やはりぎりぎりの生活をしながら、そして、「どうしてもことしお金がかかるのです。年金から引かれると困ります」という、本当にそういう深刻な方が窓口に来た場合に、それを本当に親身になって相談してあげて、それをきちんと普通徴収に切りかえられるように、そして分割納付できますように、やはりまだ1年間ありますから、この制度が実際実施するのは来年の4月ですから、国の方に、そういう方の窓口も開いていただけるような形で要望、陳情もやっていただければと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 真）

では、私に指名がありましたので、私からお答え申し上げます。

毎日、新聞を一生懸命眺めております。3日に2回は入っております。その中の記事を読んだのですが、「国民健康保険については、市区町村においてきめ細かな相談体制を整備する」というような文言も読んでおります。

ですから、国の与党のプロジェクトチームといいますが、そういうところでは、それを念頭に置きながら検討していただいているのかと。ぜひそれは実現してほしいと、そのような形で思っております。（「担当者も頑張ってください」の声あり）

○議長（阿部五一）

あとよろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

討論ありますか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

地方税法の改正に伴う条例改正ですから、皆さん方は実務的に進めざるを得ないということについては、理解はしているつもりです。

ただ、やり方が余りにもひど過ぎるという点で、抗議の意思も示して、反対をしたいと思っております。

先ほどの質疑の中で、「天引きされても、普通徴収でも払う額は同じだ」と言うのですけれども、先ほど根本議員の方からありましたけれども、やはり収入が少なくなってきましたと、いろいろ先にこちらを払ったり、あちらを払ったりというやりくりが必要になってくるのです。

そういう意味では、私は、払う金額は同じだと言って、そういうふうな態度で住民に皆さん方が接するのはいかがなものだろうかという点を、まず申し上げておきます。

やり方が余りにもひどいという点について言うと、私は、この問題だけ切り離して見るわけではないのです。特に小泉さんになってから、構造改革と称して、非常に庶民に対しては厳しいことがやられてきました。

大企業については、これはもういつも言っているのですが、バブル期時代の倍以上の大変なもうけを上げているのですが、税金をまけてやっぴまして、バブル期と同じ税金になっています。

そういう中で何がやられたかといいますと、公的年金控除が、140万円から120万円にされました。これはたしか3年前だったと思いますが、それから、その高齢者控除というものもなくなりました。これはたしか60万円ぐらいだったと思いますが、そういう年金生活者に対して、大変な増税がやられたわけです。

それから、若い人は若い人でどうかといいますと、雇用関係の労働規制の緩和がやられまして、ワーキングプアということで、正規の職につけないという人がたくさん出てまいりました。

そういう状況の中で、若い人には負担をかけられないと言って導入されたのが後期高齢者医療制度でありまして、今月また天引きされるわけですが、これが大変な批判の声、怒りの声が全国で沸き起こってきているわけです。

この上、さらに、取りやすいところから取るということで、介護保険料に加えて後期高齢者の保険料、あるいは国保、あるいは市税等々を、有無を言わず天引きするというものですから、私は、やはりこういった、一方に対しては税金をまけておいて、庶民からこういう有無を言わず取り立てるようなやり方については、やはり方向を改めるべきであろうという点を主張して、反対をいたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

議案第42号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

この議案については、基本的には、国の改正に伴いまして、それを受けて、市で条例を改正するという準則でございますから、この条例自体に反対するというわけにはいかないと、国の流れに沿った改正であるということで、賛成をしたいと思います。

そして、また、中身についても、ただいま質疑の中でさまざまな議論がございました。ただいまは、後期高齢者医療制度のお話もございましたけれども、確かにPR不足、あるいは制度の中身の問題で、若干のふぐあいがあったと、こういうことはありましたけれども、国民の皆保険制度の持続可能な制度にする枠組み、これは間違いなかったらうとこのように思います。

そして、政府・与党においても、この枠組みは変えない、これは日本の将来のためになる制度であるということで、枠組みは変えない、しかしながら、その制度の中身について、

より国民の側に立った制度の改正を行おうということで、今、与党がプロジェクトをつくって進めている段階でございます、この国民健康保険制度のこの特別徴収の選択制の問題についても、恐らく議論の課題に上ってくるだろうと、このようにも思いますし、ぜひそのことを望みながら、賛成の討論としたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。賛成ですか、反対ですか。

○21 番（竹谷英昭議員）

反対の討論をさせていただきます。

私は、この条例については、市当局は、準則でございますので、提案せざるを得ない状況下にあるということは理解をしております。

しかし、このような制度を上から押しつけてくるような今の国の体制について、私は怒りを感じております。

少なくとも、年金というものはどういう意味で創設してきたのか。これらについて若干私は、今の国のやり方は問題があるのではないかと。いわば税金、あれだけの無税のものを税金を取るようになる、そして、物価上昇で毎年上げていこうというのが、逆に言うと下がり傾向にある。それを今度は、ましてや介護保険制度で、後期高齢ということも含めて、これからの年金からの天引き、今度の条例は、少なくとも市税も国保もやろうというような態勢なのです。

先ほど、働いている人もみんな一緒ではないかという議論がありましたけれども、確かにそう言われれば言われるほど、では何のために年金を一生懸命掛けてきたのか、年金というものは何だったのかというものを、私は、再度国としても考えながら、その制度のあり方論も私は問われてくるのではないかとというふうに思います。

そういう意味におきまして、こういうぐあいに雪崩式に、取れるところから取るような仕組みをつくっていく今の政府のやり方について、怒りを覚えるところであります。

そういう意味から、当局はつくらざるを得ない条例であるということは理解はしますけれども、今の国のやっている、我々住民に対する負担というものを、また生活というものを、どう考えているのかというものを、怒りを感じる一人でございますので、この条例については、理解はするものの、国に対して反省を促すために反対をしたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をさせていただきます。

さまざまな議論が交わされたところではございますが、予・決算委員会で常に問題に上げられる収納率、国保も同様であります。いかにしてその収納率を上げていくか、要は、財源、国民皆保険制度、市町村単位でも大変な状態であります。

これはひとしく、今、長寿社会に向かってと言おうか、もう到達しまして、どんどん、どんどんその医療費も考えなければいけない。いかにしてその国民皆保険制度を、安心して医療を受けられる制度を継続させるか、これが大きな問題であります。それが国民の幸せではないのかというふうに思います。

長寿がなされてきて、長生きしたいという願望をまずは達成してまいりました。次は、健康で長生き、お医者さんに安心してかかれて、まずはその環境をつくっていく。それにつけても財源であります。その財源を維持していくため、さまざまな収納環境を工夫してまいりました。直間比率も考えております。

その中で、まずその直接税の形をとって、また、その上に生活弱者の立場も考えるというふうな、非常に難しい立場で政府も考えていると思います。

その中で出てきた案でございます。まずは前へ進んでいって、限られた時限の中で、また見直しを図っていくなり、また先を考えていくなりというふうに考えております。

よって、この案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。再開は 10 分であります。

午後 4 時 03 分 休憩

午後 4 時 10 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

日程第 19 議案第 43 号 宮城東部衛生処理組合規約の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 19、議案第 43 号 宮城東部衛生処理組合規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 43 号 宮城東部衛生処理組合規約の変更についてであります。これは宮城東部衛生処理組合の監査委員に関する規定の明確化を図るため、同規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認させていただきたいのですが、今回、宮城東部衛生処理組合だけが代表監査委員の条例改正が出ましたけれども、その他の消防、それから環境組合等々の、それらの組合についてはどういう扱いなのか。これが、多賀城市長が管理者であるから、本多賀城の議会で議案として出ているのか、それとも、他の組合議会の問題についても今後出てくるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

ただいま議員がおっしゃったように、今後出てくる予定でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

東部だけがなぜ先んじてこういう、少なくとも、これを例えば一斉に、今、6 月議会がやられているわけですから、やはりこの関連する組合の地方議会が、一斉に提案をして、そして少なくとも、各組合の 6 月定例会なり 7 月に開催される第 2 回定例会で承認をするという、改正をするという段取りが本来の仕組みではないかというふうに感じているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

各組合におきましても、6 月定例会に提案するという予定でございましたが、各組合のところ、その規定のほかにも変更する箇所があるということで、今回は見送ったというような状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりましたけれども、そうすると、これは今年度中にこういう条例を各組合がつくれば、問題はないというふうな解釈でよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

これは財政健全化法の絡みから、この監査委員のこういう規約の変更というふうになったのかどうか、確認しておきたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

その辺もあろうかと思えます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

議案の説明というのはなかったので、「監査委員に書記その他の職員を置き、代表監査委員が任免する」というふうになっているのですけれども、これは具体的にはどういうことなのでしょう。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

一部事務組合の場合は、地方自治法の規定によりまして、一部事務組合の中に、構成の中に市が入っている場合は、市の例に準じろということになっています。

そういうことがあって、宮城東部衛生処理組合の場合ですと、監査委員の方からのそういう指摘もあって、それを受けて、改正するということになるわけでございますので、取り扱いとしては市と同じ、ですから、代表監査委員については、市と同じ任免権を持つということの趣旨になります。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ですから、宮城東部衛生処理組合の中に、監査委員事務局めいたものをつくって、そこできちんと職員を配置してやっていくのかどうかというふうな考え方を持ったものですから、その辺は、ちょっと違うとは思いますが、どうなのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

監査委員事務局の職員の配置、定数については、これは宮城東部衛生処理組合の条例の中で決定されることとなりますけれども、それが専任になるのか、あるいは、いわゆる執行機関側との併任になるのか、その形はあると思いますけれども、形としては監査委員事務局の形はつくるということになると思います。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

「前項の職員の定数は条例で定める」と書いてあるのです。ですから、私、こういう素朴な疑問を持ったのです。

ですから、こういうものは、市長の提案理由だけで、はいという感じではなくて、こういうところはどうかというようなことを疑問に思ったのです。ですから今聞いているのですけれども、いわゆる、市があればということですから、この場合は多賀城市になるので、多賀城市の監査の方がその代行、というはおかしいのですけれども、そういう形でやっていくものなのかどうか、現行との違いなどというのはどの辺なのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

現行の規定は、この新旧対照表に書いてございますように、特に補助職員を置くという規定はございません。それを市の例に倣って、繰り返しになりますけれども、市の例に倣って、補助職員を置く規定に改正するというところでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ですから、現行は、監査というのは今どうやっているのですか。それが、この条例とどう違ってくるのかというのを、あなたは説明してくれないではないですか。もう一度どうぞ。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

現行の監査につきましては、ここに記載しております、「識見を有する者及び組合議員のうちから選任する」ということになってございまして、その監査委員が定期的に監査をしていると。そして、その補助としまして、東部の職員が併任といたしますか、そのような格好で事務をとっているという状況でございます。（「わかりました」の声あり）

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 44 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（阿部五一）

日程第 20、議案第 44 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 44 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出にそれぞれ 8,661 万 3,000 円を追加し、総額 173 億 6,527 万 6,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、天真小学校地震補強事業費、大代地区公民館施設改修事業費の追加補正、山王地区公民館施設改修事業費の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金の内示等に伴う国庫補助金、コミュニティ助成事業助成金等の追加補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、歳出から御説明申し上げます。

まず、資料 1 の 125 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款 1 項 8 目企画費で 1,034 万 9,000 円の増額補正であります。

説明欄 1 の、中心市街地活性化事業に要する経費で 222 万 5,000 円の増額は、13 節委託料で 212 万 5,000 円及び 19 節負担金、補助及び交付金で 10 万円の増額によるものです。

まず、13 節の中心市街地活性化基本計画見直しに係る住民意向調査業務委託料については、平成 12 年度に策定した多賀城市中心市街地活性化基本計画を見直すに当たりまして、策定後 8 年も経過していることから、再度アンケート調査を行い、住民ニーズの把握を的確に行い、分析をしようとするものであります。

次に、19 節の中心市街地活性化支援事業補助金であります。多賀城市中心市街地活性化協議会を設立する前段として、協議会設立準備会への設立当初の補助金であります。

次に、説明欄 2 の、プロジェクト事業化に要する経費で 32 万 4,000 円の増額は、12 節役務費 22 万 4,000 円と 19 節負担金、補助及び交付金で 10 万円の増額によるものでございます。

まず、12 節の通信運搬費については、産業創造に係るアンケートに要する郵便代でありまして、工業団地の造成に関し、農地所有者 700 人に対しアンケートを実施するものであります。

次に、19 節の企業立地セミナー実行委員会負担金であります。これは宮城県と参加を希望する市町村が共同して、7 月 30 日に東京都において開催するセミナーに対する負担金でございます。

○総務部長（澁谷大司）

次に、3、地域振興に要する経費として 780 万円の増額補正ですが、これは財団法人自治総合センターが行う平成 20 年度コミュニティ助成事業の募集において、浮島区城南自治会、それから下馬北区自治会及び大代東町内会が行う一般コミュニティ助成事業並びに

旭ヶ岡町内会が行う緑化推進コミュニティー助成事業として採択を受けたために、今回、補正を行うものであります。

○市長公室長（伊藤敏明）

次に、15 目諸費で 50 万円の減額補正であります。

市政功労者表彰式典に要する経費で 8 節報償費は、名誉市民(4 文字削除)〇〇〇〇氏が 3 月 28 日に死亡したことに伴い、名誉市民終身年金の減額をするものであります。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

次の 127 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 23 万 8,000 円の増額でございます。これは 19 節負担金、補助及び交付金で、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業補助金が、障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として、平成 20 年度で追加されたことによるもので、ケアホームに入所している重度障害者のために生活支援員の増員を行う等、指定共同介護事業所に対する適切な支援体制を強化するための補助事業でございます。

この事業の対象は、1 施設 1 名分を予定してございます。

次の 129 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 1 目生活保護総務費で 11 万 8,000 円の増額でございます。

これは、1 節報酬で 11 万 3,000 円、9 節旅費で 5,000 円の増額で、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴いまして、支援相談員設置に係る費用でございます。

これまでは、県の援護担当課であります社会福祉課が支援を行ってまいりましたが、本年 4 月より、国が支援給付を行う市に対して委託して行うこととなったため、その費用を計上するものでございます。

本市における対象者は、帰国者 1 名とその配偶者の世帯となっております。

次の、2 目扶助費でございますが、これはただいま説明しました特定中国残留邦人等生活支援給付費に要する経費でございまして、これは生活保護費に組み込まれていた部分の財源組み替えでございます。

次の 131 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 3 目予防費で 95 万 4,000 円の増額補正でございます。これは平成 12 年に、予防接種による健康被害と認定された方が再認定されたことに伴いまして、引き続き予防接種事故救済給付金として支払うためのものでございます。

○総務部長（澁谷大司）

続きまして、133 ページをお開き願います。

9 款 1 項 2 目消防施設費において、消防水利維持費 395 万 9,000 円の増額補正を行うものであります。これは防火水槽を設置している土地所有者から、撤去を求められたことにより、15 節工事請負費において、既設防火水槽撤去工事費用に係る増額を行うものであります。

なお、内訳といたしましては、当初計上しておりました市川地内の防火水槽の撤去工事につきましては、土地所有者との協議において、存置することの了解を得ましたので、全額 79 万 8,000 円を減額し、下馬地内の防火水槽の撤去工事につきましては、撤去工事の仕様内容の変更により、97 万 6,000 円を増額するものであります。

また、栄地内及び丸山地内の既設防火水槽の撤去工事につきましては、土地所有者から土地利用のため撤去を求められたことから、増額するものでございます。

○教育部長（鈴木建治）

次に、135 ページをお開き願います。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 3,186 万 8,000 円を増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 の、天真小学校地震補強事業費で 1,617 万 2,000 円を増額でございますが、これはさきの説明会でも御説明したとおり、耐震診断の結果及び耐力度調査の結果から、児童の安全・安心の緊急性が高いことを受け、一日も早い耐震補強工事に対応するため、設計業務の委託を行うものでございます。

13 節委託料、地震補強計画等設計業務委託料 1,600 万円が主なものでございます。

次に、2 の、学校施設改修事業費で 1,569 万 6,000 円を増額補正をお願いするものでございますが、これは繰越明許費で説明いたしました山王小学校校舎地震補強工事にあわせて児童数の増加に伴う校舎の改修及び不良箇所の工事を行うもので、15 節工事請負費、山王小学校校舎改修工事 1,564 万 6,000 円が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

4 項 2 目社会教育振興費で 47 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、これまで宮城県地域家庭教育推進協議会から市が委託を受け、家庭教育支援総合推進事業として実施してまいりましたが、平成 20 年度から制度が改正になり、名称を「地域における家庭教育支援基盤形成事業」として、直接地域の推進協議会に委託されることとなったため、減額補正するものでございます。

なお、この事業につきましては、新たに地域推進協議会を組織し、これまでどおり実施していくこととなります。

次に、3 目公民館費で 3,150 万 3,000 円を増額をお願いするものでございます。

1 の、山王地区公民館施設改修事業費で 1,202 万円の増額補正でございます。その主なものは、15 節工事請負費の 1,200 万円で、体育館の解体撤去費用でございます。なお、解体完了は 10 月末を予定しております。

次に、2 の、大代地区公民館施設改修事業費で 1,948 万 3,000 円を増額補正でございます。これは、耐震補強工事を行うのにあわせ、2 階の調理室の不良箇所及び事務室の改修を行うものでございます。

13 節委託料の 258 万 3,000 円につきましては、改修に係る設計業務委託、15 節工事請負費の 1,680 万円につきましては、耐震補強と調理室などの改修に係る費用でございます。

次に、9 目埋蔵文化財調査センター費で 859 万 4,000 円を増額補正をお願いするものでございます。

1、埋蔵文化財緊急調査（単独）に要する経費でございますが、これは先ほど説明いたしました山王地区公民館の体育館を解体した後に発掘調査をするもので、今回は平成 20 年度分の調査費として 859 万 4,000 円を増額するものでございます。

その主なものは、7 節賃金で 536 万 8,000 円、14 節使用料及び賃借料で機械借上料など 227 万 6,000 円でございます。

以上で終わります。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

次に、歳入の説明をいたしますので、119 ページにお戻りいただきたいと思っております。

14 款 1 項 1 目 2 節生活保護費負担金で 172 万 2,000 円を増額でございます。これは歳出のところで触れましたように、中国残留邦人等生活支援給付費の歳入分 172 万 2,000 円につきまして、当初予算では歳入科目が確定しておりませんでした。生活保護費国庫負担金から支給されることになりましたため、この分の増額をしたものでございます。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

次に、2 項 2 目 2 節住宅費補助金で 233 万 1,000 円を増額でございます。これは収入見込額の 505 万 1,000 円から計上済額の 272 万円との差額を補正するものでございます。

これは、歳出で教育部長が御説明しましたとおり、市有建築物の耐震対策事業であります。いずれも住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱に基づく国庫補助金の対象となる事業であることから、補正をお願いするものでございます。

まず、一つは、山王地区公民館体育館建替設計費に係るもので、補助対象限度額は耐震補強工事設計費相当額と定められていることから、耐震補強工事を実施した場合の工事費と、建てかえの場合の工事費との比率 0.17% を乗じたものの 3 分の 1 で、48 万 1,000 円を追加するものであります。

また、もう一つは、大代地区公民館耐震改修設計費に係るもので、これは補助対象額 105 万円の補助率 3 分の 1 で、35 万円を追加するものでございます。

三つ目は、大代地区公民館、同じく耐震改修工事費に係るもので、補助対象額、事業費が 450 万円の補助率の 3 分の 1 で、150 万円を追加するものでございます。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

14 款 3 項 2 目 4 節中国残留邦人等支援事務委託金で、11 万 8,000 円を増額でございます。これは歳出のところで触れましたように、支援相談員設置に係る人件費等に対する委託金について科目を新設し、計上したものでございます。

次の、15 款 1 項 2 目衛生費県負担金で 71 万 5,000 円を増額補正でございます。これは予防接種の健康被害救済に係る予防接種事故対策費負担金で、補助率は、次のページをお願いいたします。基準額の 4 分の 3 でございます。

次の、15 款 2 項 2 目民生費県補助金で 23 万 8,000 円を増額でございます。これは歳出のケアホーム重度障害者支援体制強化事業補助金の増額分に対する県負担金の増でございます。

○総務部長（澁谷大司）

次に、17 款 1 項 1 目一般寄附金において、1 件 400 万円の御寄附をいただきましたので、歳入として計上をさせていただいたものでございます。これは、(7 文字削除)〇〇〇〇〇〇〇〇様の奥様より、合同葬において大変お世話になったということから、400 万円の寄附をちょうだいしたことから、今回補正をするものであります。

○市長公室長（伊藤敏明）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、911 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでありまして、歳出で御説明を申し上げました各事業に対する不足財源を補うためのものであります。

なお、当該補正後の財政調整基金の平成 20 年度末残高は、7 億 7,161 万 7,000 円となる見込みでございます。

次に、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金であります。歳出で御説明を申し上げました山王小学校校舎改修事業費、天真小学校地震補強事業費、山王地区公民館体育館の解体工事費並びに大代地区公民館耐震補強工事費に充当するため、6,104 万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、当該補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成 20 年度末残高は、8 億 5,347 万 3,000 円となる見込みでございます。

○教育部長（鈴木建治）

次の 123 ページをお開き願います。

20 款 4 項 3 目 1 節社会教育費受託事業収入で 47 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは先ほど歳出で御説明申し上げましたとおり、制度の改正に伴い減額するものでございます。

○総務部長（澁谷大司）

次に、20 款 5 項 3 目雑入で 780 万円の補正ですが、これは歳出でも申し上げましたとおり、財団法人自治総合センターが行う平成 20 年度コミュニティ助成事業の採択を受けるために、歳出と同様、補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ただいまの 124 ページの、財団法人自治総合センターの雑入なのですけれども、この財団法人がなぜこんなに金を持っているのかというのがわからないのですけれども、これは宝くじですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

そのとおりです。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

歳出の方で 2 点、 126 ページの報償費なのですが、去る 3 月 28 日に、(10 文字削除)○○○○○○○○○○さんが亡くなられて、それによる減額ということなのですが、この際、終身年金ではなくて、表彰をしたときに、この 50 万円でなく、もっと多くてもいいですから、一時金という形での支給というものは、もうお考えになる時期ではないかと私は思うのです。

と申しますのも、いろいろと市民の間からは、「毎年というのはね」という声が、私の耳にも随分届いているのです。その辺、お考えはどうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

制度そのものも、全体としてとらえる中で、今後検討してまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今すぐどうのこうのという回答はないにしても、やはり市民の方たちの感情といたらいいのでしょうか、お考えというのもの、やはり折に触れて、何かの機会に、調査まではいかなくとも結構ですから、耳に入れて、御参酌いただきたいと思います。

それでは、 138 ページなのですが、山王地区公民館の体育館解体工事なのですが、念のため、1 点聞くだけなのですが、これはアスベストはないですね。山王地区公民館の体育館にはアスベストはないというふうに判断してらっしゃいますね。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

その辺まで私ちょっと詳しくはわかりませんが、基本的に、アスベストの調査の結果、指摘が出ていないと記憶しておりますので、ないという、今の段階では判断しております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

工事をなさる方もさることながら、付近住民がアスベストにさらされる危険があります。工事をなさる際は、もう一度そこは確認の上、解体作業に進んでいただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

122 ページとの関係があるのですが、120 ページとの関係もあるのですが、天真小学校の地震補強事業費が、全部基金からの繰り入れということになっているわけですが、国庫補助金はないのでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

国庫補助については、当然、耐震、それから改修も含めて補助の対象にはなっております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それはこれから計上するという感じなのですか。今回の補正に上がっていないから聞いているのです。その辺はどうなのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

今回につきましては、いわゆる設計業務ということで、それは単独ということになるかと思えます。

ただ、今後建築ということになれば、当然その時点では補助の対象ということで、その時点で補助歳入を含めて、新たな計上ということになると思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。そうすると、ここの 120 ページの、山王地区公民館の体育館建替設計費、3 分の 1 が国庫補助金で来ているわけですが、天真小学校もそのような状況になれば、こういう補助金が適用されてくるというふうな認識でよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

実は、山王地区公民館の体育館につきましては、いわゆる文部科学省の補助ではなくて、これは国土交通省のいわゆる補助というような扱いになってございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

文部科学省の補助ならもっとよくなるのではないかと見ていますので、こういう補助が出てくるのかということが一つと、山王地区公民館のは、今、設計の予算ですね。そうですね。地震補強計画等設計業務委託料ですね。そうしますと、これをやる前に建てかえをした場合どうなのか、補助金との関係はどうなのか、この前、説明会で、私、御意見を申し上げました。これはこれですけれども、そういうことも作業しながら、再度検討してみて、環境整備を含めて一番ベターな方法でやっていくのだという理解でよろしいですね。いかがですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

基本的には、竹谷議員の言うとおりで、今進めております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、各方面から検討して、国の予算の活用ということも考えて、ぜひ学校の環境整備も含めて検討していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、文化財の関係で 138 ページ、先ほどの部長の説明では、埋蔵文化財の緊急調査費用で 859 万 4,000 円ですと、これは平成 20 年度分ですという御説明でございましたけれども、発掘調査は何年ぐらいかかるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

発掘調査は、今のスケジュールでは来年の 6 月までというような予定を組んでおります。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

予算としてはどのくらいなのか。これ以上、850 万円ですけれども、6 月までの 2 カ月間の費用はどのくらい見込んでおられるのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

総額で、本年度、先ほど説明申し上げましたのと、次年度を合わせますと、約 2,650 万円という予定を今の段階では組んでおります。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは、あと予算でやってもいいのですが、2,650 万円で確認してよろしいですか、再度。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

そのとおりです。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

2 カ月で 1,200 万円、そうですね、2 カ月で 1,800 万円ですか、2 カ月で 1,800 万円になりますね。それはどのくらい、どういう作業ですか、そんなに、私は逆に、こちらの方がかかるのではないかというふうに見て、質問したのですけれども、どういう作業でしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

実は、ここの遺構につきましては、1 面、2 面、3 面となっているということでございます。

1 面が、古墳時代から、いわゆる古墳時代中期、後期、それから奈良、平安、中世、近世と。

その後、次年度が 2 面、3 面と、いわゆる 2 面については、古墳時代の前期それから弥生時代というような層になって、いわゆる層が 3 面になっているというような層でございます。

したがって、今年度につきましては、解体工事が終了した以降、10 月から 12 月までの調査と。そして冬期間についてはちょっと調査ができませんので、来年の春になりましたら、4 月から 4、5、6 と 3 カ月で、その他の、先ほど言われました深い層の発掘をすると、こういう予定を組んでおります。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その1層だけ調査をして、遺構を壊さないように埋め戻しをして、多賀城の一番の主眼となるのは、政庁跡があったころのいわば埋蔵文化財と言われているところではないかと思うのです。ですから、1層だけその辺を調査して、それを埋め戻しをして、そして建設基盤をきちんとうまくやるようにして、その2層、3層までやらなくてもいい工法はないのかと、逆に。これだけの1,800万円もかけて、そこまでやる必要があるのかと。どうしてもまた遺構を掘れば、遺構を壊してしまうのですね。それよりも、遺構をその2層、3層の遺構を残したままで、発掘調査を終了することはできないのか、そういう工法はできないものか。

というのは、城南の場合もあったのですが、転圧をかけて、できるだけ発掘をしないようにしようということで、道路だけやって約5億円かかったのですけれども、やはりそういうふうに軽減していかないと、単独事業ですから、発掘は多分。この財政が厳しいときに、いろいろな工夫を試みたらいいのではないかと、私に思っているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

実は、当初、今言われた方法がないものかということで、模索しなさいということで、文化財課長には指示をしました。

やはり、あの体育館について、できる限り早目に地域の方々に提供したいと、いわゆる長期間にわたってあのような状態ということではできるだけ避けたいということで、実は指示をしたところ、今回の体育館の面積が、いわゆる500平方メートル以上であるということと、公的な建物は半永久、半恒久的な建物とみなされて、建物の基礎の構造にかかわらず、発掘の調査の対象になるという、県の文化財保護課の実には指導もありまして、いかんせん、と言っては、私申しわけないですが、これ、両方、文化財も担当しているので、何とも私としては、やはり両方を守らざるを得ないというような結果で、今回この事業に臨ませていただくということになりました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

既に、山王地区公民館、本館の方ですが、あれを建てたとき、多分発掘調査をしていると思うのです。それから第二中学校を建てたときも発掘調査していると思うのです。そのデータもあるわけですから、私はそこまで、1,800万円までかけてやる必要があるのかなと。県がそうだというのであれば、県ともう一回その辺、財政との絡みからいって、調整してみたらよろしいのではないのかというぐあいに私は思うのですけれども、どうしてもできないというのは、しょうがないのかというふうに思いますけれども、やはり、発掘調査は基本的に、我が多賀城の場合ほどここまでやるのか、その辺の基本というものを、私は決めるべきではないのかと。多賀城の政庁ができたころの年代、今度の一般質問で出ていますから、1,300年、約、問題もありますけれども、こういうものを基本として、それ以上のものについては発掘しなくともいいだろうと、そのままに保存しておこうというようなこ

とも含めて、私は、こういう財政の厳しいときですから、検討すべきではないのかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（鈴木建治）

私も大変苦しい答弁をせざるを得ないのですが、心の中は、半分は、今、竹谷議員が言われたとおり、先ほども申しましたとおり、こういった財政状況において、あともう一つは、長期間あの施設を閉鎖するということになりますと、利用者、地域住民の方々のことを思うと、できるだけ早目にしたいという気持ちで進めております。

したがって、2層、3層については、現段階ではせざるを得ないと。ただし、先ほど言われましたとおり、記録保存にとどめて、その時点で終了というような段取りで、実は今の段階は進めております。

ただ、もう一度相談してみたらいいのではないかとということなのですが、その辺については、私どももそのとおりかと思えます。ただし、多分、今までの文化財保護の推進状況を見ますと、どうしてもやらざるを得ないのかと思えますが、ただ、再度県の方と確認をしたいと思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部五一）

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長いたします。

14 番相澤耀司議員議員。

○14 番（相澤耀司議員）

126 ページの、中心市街地活性化事業に要する経費の中の中心市街地活性化基本計画見直し云々と書いてありますが、この中心市街地活性化基本計画、いつまで、どのように進めようとしていらっしゃるのか、スケジュールを示していただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そのスケジュール等詳細につきましては、プロジェクト担当補佐より説明を申し上げます。

○議長（阿部五一）

プロジェクト推進担当補佐。

○市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）（鈴木 学）

活性化基本計画の見直しにつきましては、今年度中にいわゆる準備会の設立を行いまして、年度内に活性化協議会を設けようというふうに考えております。

計画の見直しにつきましては、その進捗いかんでございますけれども、次年度中くらいには見直しの完了をしたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

次年度中という、平成 21 年度中に見直し案を出すという感じなのですか。

○議長（阿部五一）

プロジェクト推進担当補佐。

○市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）（鈴木 学）

平成 21 年度中に計画をつくり、総務省の承認をいただきたいというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日、6 月 13 日から 6 月 15 日までは休会といたします。

来る 6 月 16 日は午前 10 時から本会議を開きます。

時間内に終わりました。本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 59 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 6 月 12 日

議長 阿部 五一

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清